

# 手稲区遊器具等維持管理業務仕様書

## <一般編>

### 1. 適用範囲

札幌市公園緑化関係部局による遊器具等維持管理業務の仕様は本仕様書によるほか、札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書、札幌市土木工事仕様書及び標準図、札幌市造園工事標準図及び参考図によるが、契約書、仕様書等との間に相違がある場合、及び天候その他不可抗力等により業務の遂行が不可となった場合は、受託者は担当職員に確認して指示を受けなければならない。

### 2. 用語の定義

この仕様書において次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員をいう。
- (2) 指示とは、担当職員が受託者に対し履行箇所、期間、工法等を示し、業務を実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受託者が担当職員に報告し、担当職員が事前に了解することをいう。
- (4) 完了とは、業務のすべてを終了することをいう。
- (5) 終了とは、業務期間内において部分的に終了することをいう。
- (6) 検査とは、中間、終了及び完了の検査をいう。
- (7) 確認とは、業務委託期間内において、一定期間内の業務の履行の確認をいう。
- (8) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (9) 現場代理人とは、業務の的確な履行を確保するため、受託者の代理人として業務の運営、取締りを行うほか、履行に関する一切の事項を処理する者をいう。

### 3. 書類

受託者は、指定期日までに関係書類を担当職員に提出しなければならない。

### 4. 業務計画

- (1) 受託者は、担当職員と協議の上、適切な業務計画を立て業務を遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の内容に応じて下記の事項の内容を記載した業務計画書を、着手後すみやかに担当職員に提出するものとする。
  - ア 作業工程
  - イ 作業内容、作業手順
  - ウ 現場組織表（施工体制図）
  - エ 専門技術者の資格証明書
  - オ 使用車両
  - カ 緊急時の体制及び対応

- キ 安全管理計画
- ク 利用を中止した方がよいと判断される遊器具の取扱い、処置方法
- ケ 環境対策
- コ 建設副産物の適正処理計画

## 5. 監督等

- (1) 担当職員は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して必要に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は担当職員の監督を受け、担当職員から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置を行うこと。

## 6. 履行上の義務等

- (1) 受託者は、履行する業務の内容に応じ、現場代理人及び現場における技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めたときは、その旨を別紙様式により担当職員へ届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (3) 受託者は、業務の性質上やむを得ないものとして業務の一部を委託又は請け負わせる第三者について、4(2)ウに記載して担当職員の承諾を得ること。なお、業務計画書提出後にその必要が判明した場合には、業務協議簿(様式-36)により承諾を得ること。

## 7. 用地の使用等

- (1) 受託者が業務実施のために必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きを取るものとする。
- (2) 受託者が業務実施に必要な私有地を借用し、または買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は、責任をもって解決しなければならない。

## 8. 作業内容等の変更

作業内容等の変更については、契約約款第8条に基づくものとする。受託者及び担当職員は作業内容等の変更について協議し、変更指示書(様式29)により指示を受けて、変更承諾書(様式34)を提出の上、作業を実施するものとする。

## 9. 用具及び消耗品

業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、特に別途定めるものを除き、受託者が負担すること。

## 10. 支給品

受託者は、支給材料を適正に管理すること。また、業務完了時に数量等を確認し、担当職員へ報告すること。

## 1 1. 業務現場発生品

業務履行によって生じた発生品は、担当職員の指示に従い整理のうえ、担当職員の指定する場所で引き渡されなければならない。

## 1 2. 産業廃棄物の処理について

### (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い

受託者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と堅密に連絡を取り合いながらマニフェストで確認し、最終処理完了後、業務成果品提出時において、E票又はD票の写しを提出するとともに、原本を提示し、担当職員の確認を受けること（確認後、原本は受託者が引き取り保管すること）。

なお、マニフェストの管理については、紙マニフェストの場合は公益社団法人 全国産業廃棄物連合会、電子マニフェストの場合は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが示す手順によること。

(2) 当該業務で発生する木くずは、産業廃棄物であるため、その処理に当たっては、各清掃工場において産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて処理すること。

(3) 当該業務で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は別表のとおりとする。

(4) 発生した建設副産物の処理方法、処理場及び処分量に変更が生じた場合は担当職員と協議を行うこと（「2 1. 業務の協議について」参照）。

### (5) 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という）について

当該業務で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入された場合でも、減量化・リサイクル等により残さが発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので、適正に処理すること。

## 1 3. 業務の検査

(1) 受託者は、業務が終了又は完了したときは、契約書に基づき業務を確認する検査を受けるものとする。

(2) 検査にあたっては、担当職員から指示された必要書類を提出するものとする。

## 1 4. 事故対応

(1) 受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに担当職員に報告するとともに、事故報告書を担当職員にすみやかに提出しなければならない。

(2) 第三者に被害を与えた場合は、その被害者に対して適切・迅速に誠意をもって対応しなければならない。

(3) 遊器具に起因する事故が発生した場合は、上記のほか、担当職員等（公園所管部局の本市職員）の指示により下記のとおり対応すること。

ア 担当職員等からの報告を基に、現状把握を行う。

イ アを基に、必要に応じて該当する遊器具等の製造業者と協議し、事故原因の究明を早急に

行い、結果を担当職員等へ報告するとともに、その後の対応について協議する。

- ウ 協議結果に基づき担当職員等から指示された事項について、早急を実施する。
  - エ 業務に係る遊器具の事故で、示談交渉等がある場合に担当職員等から同行の要請があったときはこれに応じ、関係者へ対する説明を補助すること。
- (4) 上記(3)の緊急対応について指示があった場合は、連絡を受けてから1日以内に現状把握(現地確認)及び応急措置に着手すること。

## 15. 環境負荷の低減

委託業務の履行にあたっては、札幌市環境方針(令和3年4月1日)に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。成果品に紙を使用する場合は、古紙100%を使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

## 16. 諸法規の遵守

受託者は業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、環境基本法、道路交通法、廃棄物処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

## 17. 官公庁への手続き

- (1) 業務履行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

## 18. 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に作業する場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければ



ならない。

## 19. 保険

- (1) 業務の実施にあたり、(一社)日本公園施設業協会が加入している生産物賠償責任保険及び請負賠償責任保険の任意保険、あるいはこれらと同等以上の保険に加入すること。
- (2) 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し担当職員の確認を受けなければならない。

## 20. 技能講習

技能講習を受けた者が従事することになっている作業については、特別な場合以外はその者以外の者に作業を行わせてはならない。

## 21. 業務の協議について

委託業務の履行にあたり、指示、承諾、協議等については、業務協議簿（様式-36）を活用すること。

## <管理編>

### 1. 履行管理

受託者は、担当職員と協議し適切な履行管理を行うこと。

### 2. 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に作業してはならない。
- (2) 特定業務（設備機器等の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。
- (3) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行うとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考に、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (4) 機械使用の場合は、機種等は担当職員の承諾を受けること。
- (5) 機械の運転管理に資格が必要な場合は、資格を有することを証明する書類を整理し、担当職員が提出を求めた際にはすみやかに提出できるようにすること。
- (6) 作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。
- (7) 機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、監視員を配置するなどの措置をとり、注意を怠らないこと。
- (8) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (9) 作業終了後は、機械その他の工具等を一切置かないこと。
- (10) 受託者は業務現場が隣接し、又は同一場所において別途業務がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (11) 受託者は業務履行中、担当職員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの行為をしてはならない。
- (12) 受託者は市街地における業務について「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (13) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかななければならない。
- (14) 業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。
- (15) 受託者は業務の履行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。

### 3. 安全管理

受託者は、業務の履行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

- (1) 受託者は業務着手後、作業員全員の参加により定期的に安全に関する研修・訓練を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体

的な計画を作成し、担当職員に提出すること。また、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員から指示があった場合は直ちに提出しなければならない。

- (2) 運転者に対しては、安全運転講習会の開催等により安全運転意識の向上に努めること。また、下請者に対してもその浸透を図ること。なお、業務に関連して発生した交通事故及び悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書により報告すること。
- (3) 一般交通の用に供している道路を業務のために使用する場合は、あらかじめ担当職員及び所管警察署ならびに関係機関と協議しなければならない。また、作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。
- (4) 業務場所付近に児童に関する施設があり、作業中に児童の通行が頻繁にある場合は、当該施設に児童への注意喚起を依頼すること。また、作業区域内に児童が立ち入ろうとした場合は、作業員または誘導員が児童に危険であることを教えるとともに、安全な場所へ誘導すること。
- (5) 業務場所付近に、高齢者または身体障がい者に関する施設があつて、高齢者または身体障がい者の通行が頻繁にある場合には、通行に支障のない通路を確保すること。

#### 4. 使用禁止等の措置対応

- (1) 業務中に遊器具の危険要因が発見されたときは、必要に応じて、速やかに応急措置又は使用禁止措置を講じるとともに担当職員に連絡すること。また、その危険箇所及び措置状況写真を後日提出すること。なお、危険要素の判別や措置方法、連絡手順等については、専門技術者の監督のもと業務着手時に決めておくこと。専門技術者は、受託者に籍を置く者で、(社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士の資格を有する者とする。
- (2) 遊具の破損等について担当職員の指示があった場合は、速やかに状況を把握し、必要に応じて応急措置又は使用禁止等の措置を講じること。
- (3) 使用禁止措置の判断は、つぎの項目を基本に判断すること。
  - ア 通常使用でケガ等の事故を誘発するもの。
  - イ 遊具本来の使用ができないもの。
  - ウ 使用させることにより遊具本体の損傷が拡大するもの。

#### 5. 写真管理

- (1) 基本事項
  - ア 写真の色彩…カラー
  - イ 写真の大きさ…L判(8.9×12.7cm)程度を基本とする。
  - ウ 提出物…写真帳1部・写真原本1式
  - エ 写真帳の様式…A4版(縦)とし、写真及び(3)を記載する。
  - オ 写真原本
    - (ア) デジタルカメラの場合

- ・ デジタルデータ原本。画像及び撮影条件に係る情報（Exif 情報）に加工・編集を行っていないものとする。
- ・ 公園、施設別の整理（フォルダ分け等）は不要とする。なお、受託者が自主的に行う場合はこれを制限しない。

(イ) フィルムカメラの場合

- ・ ネガ原本。加工・編集を行っていないもの。
- ・ 各公園とネガが突合できるように整理して提出する（詳細方法については、担当職員と協議のこと）。

(2) 撮影項目

ア 遊器具点検

(7) 第1回目点検

- ・ 作業状況：
  - 代表箇所 10 箇所、または担当職員の指示による。
- ・ 判定に関わる写真：
  - ① 劣化判定が c1・c2・d または規準判定で「否」と判定された箇所。
  - ② 上記①に該当する箇所がない施設（劣化で a、b 及び規準で「合」しかない施設）の場合は全景写真。各施設 1 枚。
  - ③ 園名板の写真。各公園 1 枚（上記①・②いずれの場合も同じ。設置公園確認のため）。

(イ) 第2回目点検

- ・ 園名板の写真。各公園 1 枚。なお、提出は写真原本のみ（上記（1）オ）とする。

イ 遊器具注油：代表箇所 10 箇所、または担当職員の指示による。

ウ 遊器具修繕：各修繕箇所の着手前・作業状況・完了時。

(3) 写真帳記載事項

- ・ 公園名
- ・ 施設 ID
- ・ 施設名
- ・ 施設の状況【点検のみ】摩耗、腐食等の劣化や規準不適合の内容など
- ・ 判定値【点検のみ】劣化、規準判定値
- ※ 写真帳は、公園ごと、施設種類ごとに整理し提出することを基本とする。

(4) 留意事項

- ア 写された写真を明確にするため、次の事項を記入した小黒板（ハンディタイプを含む）を必要に応じて写し込むこと。
- 業務名 ○工種 ○撮影月日 ○撮影場所
  - 立会担当職員名（立会った場合のみ）
- イ 作業状況、寸法等の確認、必要な事項について判別ができる写真であること。撮影方法の詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。

- ウ 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。
- エ デジタルカメラにより撮影する場合は、使用前に必ず、カメラ本体の日時設定が正しいか確認を行うこと（Exif情報の誤記防止のため）。

## 6. 業務報告

業務報告書は、前週の月曜日から日曜日までの作業日、作業箇所、作業内容、今週の作業予定及び担当職員からの連絡（指示）を記載のうえ、原則として毎週月曜日に担当職員に提出すること。

## <遊器具修繕編>

- (1) 修繕の方法・時期については、担当職員と協議し実施すること。
- (2) 修繕作業は専門技術者の指導・監督のもと実施すること。なお、専門技術者とは、受託者に籍を置く者のうち、(一社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士の資格を有する者をいう。
- (3) 作業に必要な遣方、その他施業の基準となる仮施設は、受託者が設置し、担当職員の検査を受けること。
- (4) 業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難であるような箇所については、担当職員の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。
- (5) 撤去指示のあった遊器具について、状態が良好で再利用が可能な部品・部材があった場合は、担当職員に報告し指示を仰ぐこと。
- (6) 部材交換において、原則として製造者の部材を使用すること。製造者の部材を使用しない場合は、担当職員と協議のうえ、これと同等以上の品質を確保した部材を使用すること。
- (7) 修繕内容の報告は、別紙(管理編5及び6)によること。なお、写真帳は各期末までに提出すること。ただし、担当職員から求められた場合は、すみやかに提出すること。



## <遊器具点検・注油編>

(1) 遊器具点検の実施時期は下記期間を目途に、担当職員と協議を行ない実施すること。

1回目：4月上旬～5月上旬      2回目：9月中旬～10月下旬

(2) 点検、判定及び報告書類作成は専門技術者の指導・監督のもと実施すること。なお、専門技術者とは、受託者に籍を置く者のうち、(社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士、または公園施設点検管理士の資格を有するものをいう。

(3) 遊器具点検項目は、以下の通りとする。

### ア 劣化点検

- ① 変形：ゆがみ、たわみ
- ② 部分異常：チェーンのねじれ、金具や締め具の変形やゆるみ、詰め物の脱落
- ③ 部材の異常：ひび、破損、さび、腐食・腐朽、劣化、塗料の剥離
- ④ 遊具の異常：欠損、消失、手すりや踏み板などの部材の欠損・消失、金具や締め具などの消失及び可動部分の回転軸やベアリング・軸受け類の磨耗や変形
- ⑤ 周囲の異常：安全領域内における地面の凹凸、危険物の散乱
- ⑥ 木部の異常：腐朽・ひび割れ・ささくれ・欠損・節抜け・磨耗・折れ・ぐらつき・たわみ及び木ねじやボルト等の取付金具周辺部の状態
- ⑦ プラスチック系材料の異常：紫外線による劣化から生じる、欠け、ひび割れ、波うち、湾曲、損傷状態及びFRP材の磨耗による繊維の表面露出、ひび割れ、変形
- ⑧ ブランコの吊り部材のうちロックチェーン又はチェーンの摩耗
- ⑨ ターザンロープ（レールウェイ）の滑車部分、ロープ端末部分の摩耗（分解点検）。
- ⑩ 人研ぎ滑り台のクラック（亀裂幅は問わない）、浮き（打診による異常音）、風化（表面の劣化、荒れ）

### イ 規準点検

次に示す内容について、該当する箇所全てを点検すること。

- ① 施設共通（一般）：ボルト・ナット類による突起がないか
- ② 施設共通（一般）：鋭利な尖端・角・縁がないか
- ③ 施設共通（一般）：落下・転倒が想定される個所に基礎の露出がないか
- ④ 施設共通（安全領域）：くぼみ・石ころなどの障害物がないか
- ⑤ 施設共通（転落・落下）：手すり子の形状
- ⑥ 一方向ぶらんこ（着座部）：スイングクリアランスは350～450mmか
- ⑦ 全方向ぶらんこ（着座部）：スイングクリアランスは400～500mmか
- ⑧ 全方向ぶらんこ（着座部）：着座部が揺れてもスイングクリアランスが変化しない場合は、350～450mmか
- ⑨ 滑台（出発部）：出発部と滑降部との継ぎ目は有害な段差や隙間がないか
- ⑩ ロープウェイ、レールウェイ（滑車部）：指などが容易に滑車に触れることができない

構造となっているか

- ⑪ 年齢表示シールが貼付されているか（1回目点検時のみ）

ウ 積雪状況点検（冬季）

公園ごとに積雪状況を確認し、雪入れにより遊器具等が破損していないか、また破損の恐れがないか点検し、写真帳にまとめて報告すること。

（4） 遊器具点検は、次のとおり判定することとする。

ア 劣化判定（部材ごとに判定する。全部材のうち最低値が当該遊具の劣化判定値となる）

- aランク：健全であり修繕の必要がない部材
  - bランク：軽微な劣化（異常）が見られる部材
  - cランク：
    - ・ c1：修繕の必要な劣化があるが、使用可能な部材
    - ・ c2：c1よりも劣化が進んでおり、使用に耐えない部材。ただし、遊具の使用自体は可能で、事故に繋がる恐れがないもの。
  - dランク：著しく劣化した部材、かつ、遊具の使用が事故に繋がる恐れが高いもの。使用禁止措置が必要なもの。
- ※ （3）ア⑧ブランコの吊部材については、残量が目視で概ね初期形状の直径の60%未満である場合、c2ランクとすること。

イ 規準判定

点検項目ごとに、適合する場合は「合」、しない場合は「否」として判定する。

※ その他、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」に基づく専門技術者による総合的な状況判断を含む。

ウ 塗装判定

塗装の劣化状態を4段階【A（良い）・B（普通）・C（悪い）・D（非常に悪い）】で判定する。

（5） 受託者は点検完了後、以下のとおり点検報告書等を担当職員へ提出する。なお、提出日は点検完了後14日以内を基本とするが、担当職員との協議によること。

ア 第1回目点検

① 劣化判定・規準判定・塗装判定の結果報告書

業務着手時に配布する本市指定の点検票（Excel ファイル）に入力し、データで提出すること。なお、入力内容は、併せて配布する記載要領による。

② 写真帳

作業状況及び劣化、規準不適合箇所等。詳細は〈管理編〉5. 写真管理によること。

③ 劣化判定がc1・c2・dとなった遊具、または規準判定で「否」となった遊具における修繕方法を記載したもの。文書の体裁は任意とする。

イ 第2回目点検

- ① 公園別の点検日一覧  
業務着手時に配布する公園名一覧表に、点検実施日を記載し提出すること。
  - ② 写真原本  
点検実施公園の園名板を撮影した写真について、原本を提出する。詳細は<管理編>  
5. 写真管理によること。
- (6) 遊器具注油の対象は、ブランコ類、シーソー、グローブジャングル、スカイロープ等のベアリング部や磨耗部とする。ただし、無給油(オイルレス)製品については適宜(回転不良等が確認できる場合)実施することとする。
- (7) 遊器具注油は下記期間を目途に、担当職員と協議し実施すること。  
1回目： 4月中旬            2回目： 9月中旬
- (8) 遊器具注油は下記により行うこと。
- ア 注油に用いる材料(グリス等)は、次のことに留意して選定すること。
    - ① 雨や気温等の気象状況に影響され、垂れ落ちない
    - ② 衣服の付着の洗浄が容易
  - イ 注油後、遊具に付着している余剰のグリス等は、布でふき取ること。

(別表) 建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類		処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等				
建設発生土等	建設発生土	土砂	埋立	山口処理場	手)手稲山口 364 TEL 681-3337	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘドロ、泥炭、岩塊(粗大なもの)及び場所杭発生土は不可。</li> <li>・搬入土量、期間によって捨土均し費用が必要となるので個別に確認すること。</li> <li>・許可(届出)により処理料金は無料</li> </ul>		
				事前協議先:清掃)処理場管理事務所、東)東苗穂 2 条 2 丁目 TEL 783-5314				
	自然石	再生	小橋北豊(株)	南)川沿 18 条 1 丁目 3 番 TEL 572-3250	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入条件等については、確認を要する。</li> <li>※50cm 以上は別途小割費必要</li> </ul>			
札幌リサイクル骨材(株)			東)中沼庁 45-26 TEL 792-4087	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入条件等については、確認を要する。</li> <li>※50cm 未満まで</li> </ul>				
建設廃棄物	産業廃棄物	コンクリート塊 アスファルト	中間(破砕)	再生	西堆積場	西)発寒 10 条 14 丁目 1068 番地 3 TEL 669-1234	世紀東急工業(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※処理料金無料</li> <li>※再生アスファルトとして売却</li> <li>※受け入れ時間は、午前 8 時～午後 5 時 30 分とする。</li> <li>この時間以外の受け入れについては、いかなる場合も受け入れない。</li> </ul>
					東堆積場	東)東雁来 5 条 1 丁目 1 番 75 号 TEL 783-4589	東亜道路工業(株)	
					豊平・南堆積場	豊)西岡 521 TEL 582-6850	道路工業(株)	
	コンクリート塊(無筋・有筋)	再生	札幌リサイクル骨材(株)	東)中沼町 45-26 TEL 792-4087	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の選考にあたり運賃費等を考慮の上決定すること。</li> <li>・分別解体により小割りしたもの(コンクリートブロックも可)</li> <li>※RH入りコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は、札幌リサイクル骨材(株)、札幌環境資材センター、(株)松原産業にて受入可。</li> <li>小橋北豊(株)はRH入りコンクリート塊の受入可。</li> <li>※再生砕石で売却</li> <li>※世紀東急工業(株)はストック容量 92t 以下のため、搬入の際は事前確認すること。</li> </ul>			
			小橋北豊(株)	南)川沿 18 条 1 丁目 3 番 TEL 572-3250				
			札幌環境資材センター	手)曙 5 条 5 丁目 110-18 TEL 684-5488				
			(株)松原産業	白)川下 2111-3 TEL 879-6550				
			野田工業(株)	中)盤溪 365 TEL 643-1009				
			世紀東急工業(株)	西)発寒 16 条 12 丁目 1-27 TEL 669-1234				
			城東運輸(株)	北)拓北 6 番 692 TEL 782-8535				<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入条件等については、確認を要する。</li> <li>※燃料チップ</li> </ul>
	木くず	再生	札幌市ごみ資源化工場	北)篠路町福移 153 TEL 791-6770	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ 2m 程度(セメント付着、タール・防腐剤類塗布物は不可)</li> <li>・生木も可(土砂は落とすこと。毒性のもの草・葉は不可)</li> <li>※RDF に再生</li> </ul>			
			中間	焼却	発寒清掃工場	西)発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大辺が 50cm 以下のもの(セメント付着、タール、CCA 防腐剤類塗布物は不可)</li> <li>・丸太木材等は最大径 0.2m 以下</li> </ul>	
		駒岡清掃工場			南)真駒内 602-30 TEL 582-9733			

(別表) 建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設廃棄物	産業廃棄物	木くず	中間	破碎	白石清掃工場	白)東米里 2170-1 TEL 876-1710	
					発寒破碎工場	西)発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大辺が 0.5～2.0m 以下のもの (セメント付着、タール・CCA防腐剤類塗布物は不可)</li> <li>・丸太木材等は最大径 0.2m 以下</li> <li>・剪定枝も受入れ可能(一週間以上、乾燥させること)</li> </ul>
					篠路破碎工場	北)篠路町福移 153 TEL 791-2516	
					駒岡破碎工場	南)真駒内 602-30 TEL 582-9733	
		汚泥	中間	再生	オデッサ・テクノス㈱	東)北丘珠 1 条 3 丁目 654 TEL 787-1335	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無機性の泥土、脱水ケーキ、泥水等</li> </ul>
					㈱大伸	厚)厚別山本 1064-72 TEL 871-2418	
					(株)公清企業	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770	
				脱水(埋立)	(株)公清企業 (エコパーク)	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機、無機性</li> <li>・受入条件等については、確認を要する。</li> <li>※中間処理施設、最終処理(埋立等)は別事業者へ委託</li> </ul>
		廃プラスチック類 (発砲製品)	中間(溶融・固化)	再生	札幌第一清掃㈱	西)発寒 10 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	※再生原料として売却
					(有)タイセツ	西)発寒 16 条 13 丁目 3-30 TEL 664-2811	
		廃プラスチック類 (硬質・軟質・塩ビ)	中間(破碎)	焼却・埋立・再生	札幌第一清掃㈱	西)発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	<ul style="list-style-type: none"> <li>※処理後は、焼却後埋立、または再生プラスチックとして売却</li> </ul>
					(株)公清企業	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770	
		廃プラスチック類 (スタイロフォーム)		埋立	札幌第一清掃㈱	西)発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	
(株)公清企業	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770						
がれき	最終	埋立	札幌企業産業(有)	南)篠舞 24-1 TEL 596-3644	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートくず、軽量ブロック、レンガ、モルタル等、土砂も可</li> </ul>		
燃え殻 陶磁器 ガラス 廃石綿等 (飛散性アスベスト)	最終	埋立	山口処理場	手)手稲山口 364 TEL 681-3337	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃石綿等の受け入れにあたっては、事前に環境局環境対策課に大気汚染防止法に基づく届け出を行っておくこと。</li> </ul>		
建設副産物	産業廃棄物	石膏ボード	中間(破碎)	再生	北清企業㈱	東)北丘珠 3 条 4 丁目 659-22 TEL 791-1101	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量できる容器に入れる(新材のみ)</li> <li>・計量は 10kg 単位とする。</li> <li>※新築と解体、改修では料金が違うので注意</li> <li>※新築(新材)は再生、解体・改修は埋立</li> </ul>



(別表) 建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

蛍光管類			(株)公清企業	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電球</li> <li>・蛍光ランプ</li> <li>・水銀ランプ</li> <li>・ナトリウムランプ(公清企業は不可)</li> <li>・割らない状態で排出のこと</li> <li>※蛍光ランプの直管、サークル管は1本約250g</li> <li>※再生原料の製造 (破砕後に金属、ガラス、水銀にそれぞれ再生)</li> </ul>
			札幌第一清掃(株)	西)発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	
			北清企業(株)	東)北丘珠 3 条 4 丁目 659-22 TEL 791-1101	
金属くず		中間(選別・破砕)	(株)鈴木商会	西)発寒 15 条 13 丁目 (西営業所) TEL 662-2211 東)東雁来町 (東営業所) TEL 875-3540	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。</li> <li>※付着物は除去しておくこと。買い取りの場合もあり。</li> </ul>
混合廃棄物		中間(選別)	エコライン(株)	東)東雁来 262-132 ほか TEL 874-0570	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。</li> <li>・紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき、コンクリートくず、ブロック、陶磁器くず、ガラス等の混合廃棄物の選別</li> <li>※選別後は、それぞれの品目を処理できる処分業者に処理を委託し、焼却埋立及び再生</li> </ul>
			(株)公清企業	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770	
			札幌第一清掃(株)	西)発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	
			丸喜運輸(株)	北)篠路町 拓北 6-785 TEL 791-1708	
			(有)丸正北海総業	白)東米里 2032 TEL 753-4913	
			北清企業(株)	北)篠路町拓北 6 番地 591、625 TEL 791-1101	
防水材		中間・最終	角山開発(株)	江別市角山 425-14 TEL 385-2669	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水材は 1m 未満に切断</li> <li>・アスファルトルーフィングフェルト類は 1m 未満に切断し空隙の無い状態</li> <li>※角山開発(株):焼却後、埋立</li> <li>※(株)協和環境サービス:直接埋立</li> </ul>
			(株)協和環境サービス	江別市江別太 420 TEL 391-2481	
非飛散性 アスベスト		最終	角山開発(株)	江別市角山 425-14 TEL 385-2669	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有産業廃棄物(ビニル床タイル含む)</li> <li>・飛散しないように袋等に詰める</li> </ul>
			(株)協和環境サービス	江別市江別太 420 TEL 391-2481	



印  
紙

## 変更承諾書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

住 所

受託者 氏 名

代 表 者

業務名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付札 第 号をもって変更指示のありました上記業務について、本業務にかかる契約書の各条項を遵守のうえ、変更指示書のとおり実施することを承諾いたします。

今回承諾する金額 \_\_\_\_\_ 円 (うち消費税 \_\_\_\_\_ 円) 増・減

前回まで承諾した金額 \_\_\_\_\_ 円 (うち消費税 \_\_\_\_\_ 円) 増・減

現在までの変更 \_\_\_\_\_ 円 (うち消費税 \_\_\_\_\_ 円) 増・減

業務協議簿(第 回)

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受託者	発議年月日	回答希望日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 確認			
業務名				
(内容)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
添付図	葉、その他添付図書( )			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 _____		
		【回答】 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
	受 託 者	添付図 葉、その他添付図書 【中間】処理・回答日: _____ 【最終】処理・回答日: _____		
		<input type="checkbox"/> 作業内容の変更の対象と <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する。ただし、詳細については別途指示する。		
		上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 _____		
		【回答】 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
		添付図 葉、その他添付図書 【中間】処理・回答日: _____ 【最終】処理・回答日: _____		

		係長	業務主任
確認欄	中間時		
	最終時		

		現場代理人	
確認欄	中間時		
	最終時		

# 平成29年度遊器具等維持管理業務仕様書

## < 資料編 >

1. 留意事項	.....	別紙-1
2. 施設・部材読替表	.....	別紙-2-1、2
3. 部材参考図面	.....	別紙-3
4. 点検状況更新用台紙 記載例（1）～（5）	.....	別紙-4-1～5
5. 規準履歴更新用台紙 記載例	.....	別紙-5
6. 施設番号付現況平面図サンプル	.....	別紙-6
7. 状態名称一覧表	.....	別紙-7
8. 新規追加施設・部材資料（点検状況台紙用）	.....	別紙-8
9. 新規追加施設資料（規準履歴台紙用）	.....	別紙-9

## 1. 点検および点検結果入力時の留意事項

- (1) 点検対象は、業務仕様書ならびに各業務主任の指示による。点検票には遊具以外の施設（当該公園の全施設）の記載欄もあるが、点検対象外の施設については記載不要（空欄のまま提出）。
- (2) 施設名・部材名等については、別紙-2 および 3 を参照のこと。なお、これらは、メーカー・点検者により異なる呼称を整理・統一したものであるため、極力、ここに挙げた名称で報告等をおこなうこと。
- (3) 点検票は点検内容によって 2 種類に分かれている。  
点検状況更新台紙（旧：点検票 A）  
部材等の劣化状態を調べ、ランク（a・b・c1・c2・d）を判定、報告するもの。  
規準履歴更新台紙（旧：点検票 B）  
安全確保のための点検項目（基礎の露出等）を調べ、状況を報告するもの。
- (4) 各点検票の記載方法については別紙-4～5 を熟読すること。
- (5) 点検用図面の番号と現地の実地の位置が違う場合は、点検用図面に実際の位置を記入し修正すること。（別紙 6 参照）
- (6) 点検票及び施設番号付現況平面図がない公園・緑地の点検報告は、各社任意（従前）の点検票様式により報告すること。

2017/4 版

別紙-2-1 類似施設名称 読替(分類)一覧

下記の施設を追記する場合は、右列の施設区分、施設型番、統一(登録)施設名に読み替え、追記してください。

施設	施設区分	施設型番	統一(登録)施設名
木橋 人道橋 八橋 八つ橋	園路、及び広場施設	103	橋梁
展望デッキ 展望台 ※ステージは別	園路、及び広場施設	105	デッキ
(一体型) (一段つつのもの) 枕木階段 擬木階段	園路、及び広場施設	106	階段
プランター ツリーサークル 植樹樹	修景施設	205	花壇
藤棚	修景施設	206	パーゴラ
アーチ トレリス	修景施設	207	アーチ・トレリス
テーブルベンチ テーブル・ベンチ 野外卓セット ベンチ・テーブル	休憩施設	301	野外卓
背付ベンチ 背つきベンチ 背無ベンチ 背なしベンチ サークルベンチ サポートベンチ ロングベンチ	休憩施設	303	ベンチ
東屋 四阿 シェルターパーゴラ パーゴラシェルター 2連シェルター ※ダックアウトシェルターは、別	休憩施設	305	シェルター
大型2人用ブランコ 2連ブランコ 小型二人用ブランコ 4連ブランコ タイヤブランコ スイングポール	遊戯施設	401	ぶらんこ
安全柵	遊戯施設	402	境界柵
大一流滑台 中型滑台 放射型滑台 滑り台 すべり台 スライダー	遊戯施設	403	滑台
3間*鉄棒 4連鉄棒 2連鉄棒 高鉄棒	遊戯施設	404	鉄棒
山型雲梯 水平梯子 円形ラダー	遊戯施設	405	雲梯

施設	施設区分	施設型番	統一(登録)施設名
円形雲梯 水平ラダー 雲梯			
太鼓はしご アーチクライマー	遊戯施設	406	太鼓梯子
単列シーソー スプリングシーソー 複列シーソー 2連シーソー 弓型シーソー ポンピング	遊戯施設	407	シーソー
ハントウ棒 はんとウ棒	遊戯施設	408	はん登棒
グローブジャングル	遊戯施設	410	回転ジャングルジム
動く円盤 ニョッキ スピカ メリーゴーランド	遊戯施設	411	回転遊具
丸太ステップ ステップ	遊戯施設	412	平均台・ステップ遊具
スイング遊具 ロックン遊具 リンク遊具 ウゴウゴ	遊戯施設	414	ロックン遊具
ターザンロープ ロープ塔	遊戯施設	415	ロープウェイ
ハンドル自走式遊具	遊戯施設	416	レールウェイ
マリボン ジャンポリン ゴム組遊具 積木遊具 プレイスカルプチャー ごっこ遊具 置物	遊戯施設	417	跳躍系遊具
ふわふわエッグ	遊戯施設	418	象形遊具
ネット遊具 ネットクライマー ロープクライマー ウォールクライム 壁登り トライアングルクライム スパイダークライム チェーンネットクライム	遊戯施設	419	ふわふわドーム
遊具緩衝材	遊戯施設	420	クライミング遊具
遊具緩衝材	遊戯施設	421	敷床板
コンビネーション コンビ コンビ遊具	遊戯施設	422	ゴムマット
コンビ遊具	遊戯施設	427	複合遊具
得点ボード 得点板	運動施設	504	スコアボード
記念碑 石碑・彫刻 日時計 カリヨン、トーテムポール	教養施設	604	モニュメント
水飲み台 水のみ台 水呑台 手洗い場	便益施設	704	水飲台



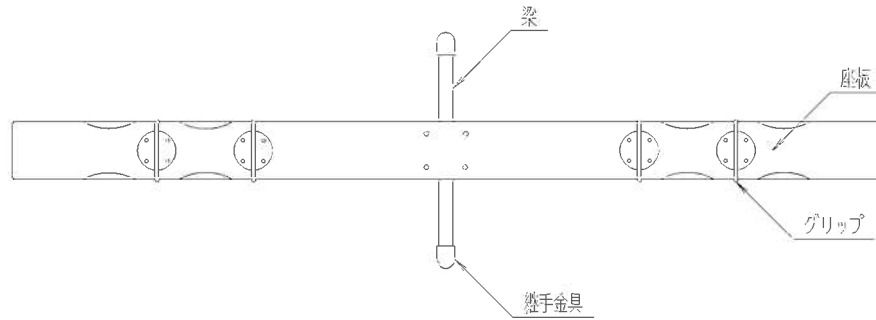
施設	施設区分	施設型番	統一(登録)施設名
給水栓 散水栓			
時計塔 壁付時計 ※日時計は別	便益施設	705	時計
境界柵(敷地・民地) 落下防止柵 転落防止柵 侵入防止柵 飛出防止柵 車止柵 フェンス 外柵石	管理施設	803	柵
門 門扉 扉 回転扉	管理施設	804	ゲート
NR型 自転車進入禁止柵	管理施設	806	車止
標識 案内標識 誘導標識 記名標識 解説板 注意看板 方向指示板 園名板 標柱	管理施設	807	サイン
照明 照明ポール	管理施設	808	照明灯

下記の部材を追記する場合は、右列「統一(登録)部材記号・部材名」に読み替え追記してください。

施設	部材	統一(登録) 部材記号・部材名	備考
橋梁	柱・主柱・副柱・控支柱など 床梁・桁・根太・大引など デッキなど	支柱 梁 床	
木道	柱・主柱・副柱・控支柱など 床梁・桁・根太・大引など 通行部・回転部・デッキなど 地覆など 手すり子・親柱・格子など	支柱 床受 床 輪止め 柵	
デッキ	柱・主柱・副柱・控支柱など 床梁・桁・根太・大引など デッキなど 手すり子・親柱・格子など	支柱 床受 床 柵	
階段	ささら・土留め板など 蹴込み板など 段部など	袖 蹴上 踏面	
パーゴラ	柱・主柱・副柱・控支柱など 床梁・根太・大引など 火打梁はこれに含む 垂木・椽木など	支柱 床受 方杖 ルーバー	
アーチ・トレリス	ラチス・格子など	メッシュ	金網固定金具はこれに含む
縁台 シェルター ぶらんこ	天板・座面など 着座部など 取り外しの出来ない取付金具は着座部に含む フック(カギ)・チェーン・着座金具(ダルマ金具)まで 軸受金具・回転軸・ベアリング・振り子金具まで	座板 座板 着座部 吊り部材 吊り金具	
境界柵 滑台	エルボ・チーズ・三方などの細分化はしない 手すり・手すり子・踏み板・ささらを含む 落下防止柵・ガイドバー・床板を含む 滑降面接続部、側面、降り口を含む・滑走面・滑面 滑降面先端の脚	継手金具 登行部 踊場 滑降面 脚部	踊場のパネル等も含める
鉄棒	補助支柱・斜材・副柱など 握りバーなど 片袖・筒扱・両袖等の細分化はしない	控支柱 握り棒 継手金具	
雲梯	中間支柱・柱・主柱など 梁・握り棒を含める 補助支柱・斜材・副柱など	支柱 懸垂はしご部 控支柱	
太鼓梯子	梁・横棒はしごを含める エルボ・チーズ・三方などの細分化はしない	握り棒 継手金具	
シーソー	横架材など エルボ・チーズ・三方などの細分化はしない 楡金物、チェーン、カラー、軸、軸受、軸受金具、ベアリングなど 握り部、ハンドルなど 着座部、鞍部、チェアーなど スプリング、取付金具、等 タイヤ、ゴムストッパー、下駄金具など	梁 継手金具 センター金具 グリップ 座板 スプリング機構 緩衝部	
はん登棒	中間支柱・柱・主柱・登り棒など エルボ・チーズ・三方などの細分化はしない	支柱 継手金具	
ジャングルジム	支柱など 梁・握り棒を含める	縦部材 横架材	
回転ジャングルジム	床フレーム含む スラスト板	床部 ベアリング部	
ロープウェイ	手すり・手すり子・踏み板・ささらを含む ガードレール類はここに含める 床板、床梁、大引、根太、桁など 吊りロープ・球体着座部、下端部材など ゴムストッパー、パネなど ワイヤー	登行部 落下防止柵 床 吊りロープ類 緩衝部 ケーブル	
レールウェイ	ターンバックル・ワイヤグリップなど 手すり・手すり子・踏み板・ささらを含む ガードレール類はここに含める 床板、床梁、大引、根太、桁など 吊りロープ・球体着座部など ダンパー、スプリング、緩衝ゴムなど	ケーブル取付金具 登行部 落下防止柵 床 吊りロープ類 緩衝部	
クライミング遊具	チェーンネット・クレモナ・コンパウンド等 巻取ロープ類 クレモナ・コンパウンド・テロン等 壁登りの下地など	ネット かがりロープ ロープ類 壁部	

施設	部材	統一(登録) 部材記号・部材名	備考
砂場	防護ネットなど 練り台など	ネット類 アクセサリ類	
複合遊具	手すり・手すり子・踏み板・ささらを含む 屋根を構成する部材 床板・床受け、渡り通路など通行要素も含める。 バブルパネル・○×パネルなど 伝声管や化粧板など リングトンネルやチューブなども(滑り以外) 登り棒・コイルクライム・支柱タイプのクライマーなど	登行部 屋根部 床部 パネル・柵類 アクセサリ類 トンネル類 ポール類 フレーム	
バックネット スコアボード	日本語だと枠材? 表示面裏面はここです	フレーム 表示面	
サッカーゴール ネットポスト	支柱・梁はここです ワイヤー含む ハンドル等はここに含める	フレーム ネット 巻取器	
バスケットゴール アスレチック施設 健康器具	鋼材製の物もここです 床板、床梁、大引、根太、桁など 床板、床梁、大引、根太、桁など ピクトなど看板関係はココに	ネット 床部 床部 サイン部	
ステージ 時計 柵 ゲート	床板、床梁、大引、根太、桁など 分電盤、制御ボックスなどはここ 格子部分もここです 扉の格子などはここ 門、落とし棒などはここ ターンバックルなど吊り部材もここ	床部 ボックス パネル 扉部 施錠部 プレス部	
手すり	ブラケットなどはここ	継手金具	
照明灯	点検口蓋などはここ	支柱	

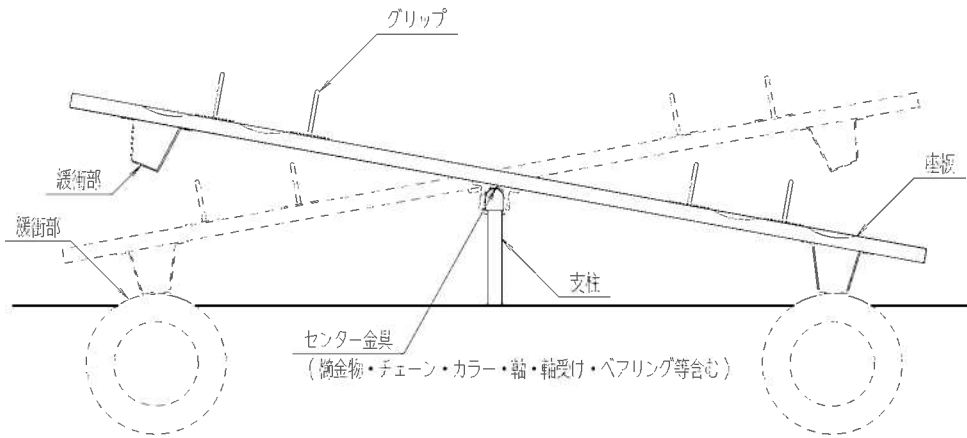
平面図



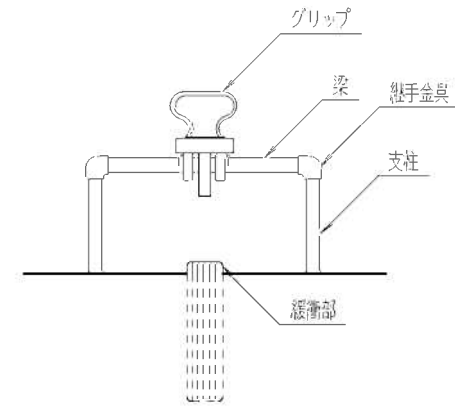
※センター金具とは

荷金物・チェーン・カラー・軸・軸受け等の  
支点となる部の各部材を含んだ総称です。

正面図

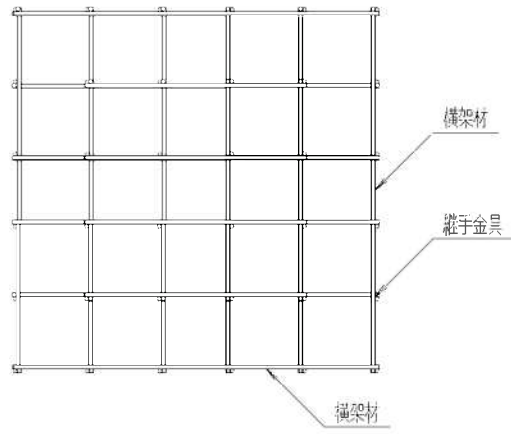


側面図

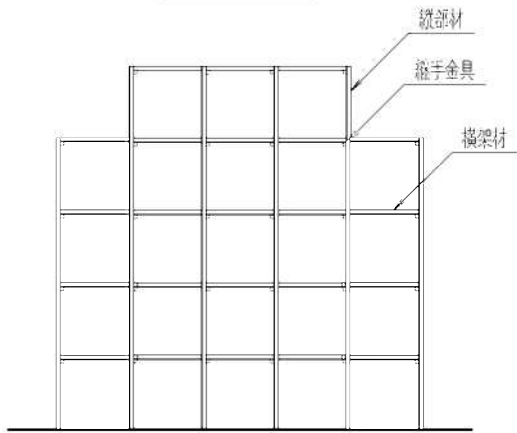


シーソー

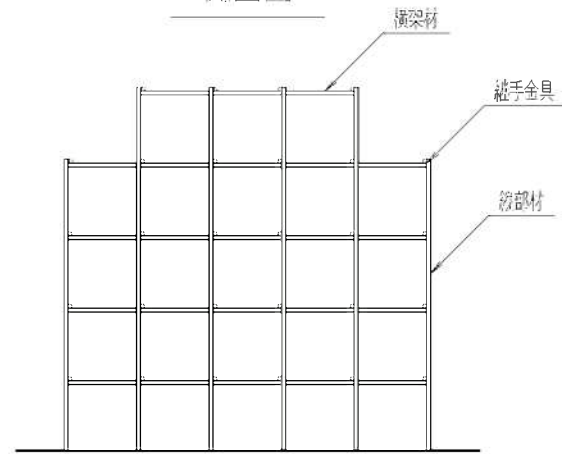
平面図



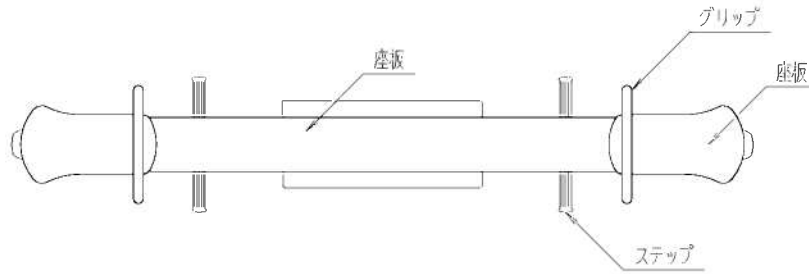
正面図



側面図



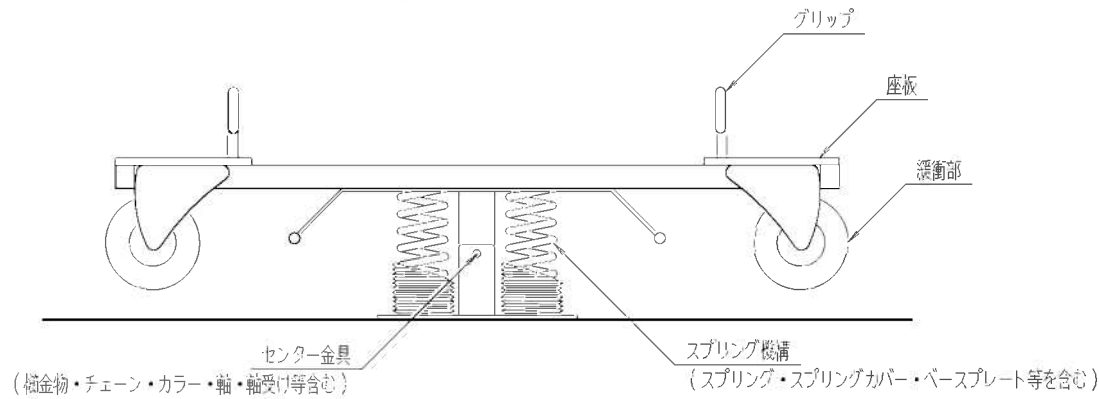
平面図



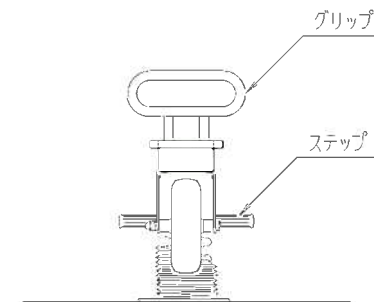
※センター金具とは

楯金物・チェーン・カラー・軸・軸受け等の  
支点となる部の各部材を含んだ総称です。

正面図



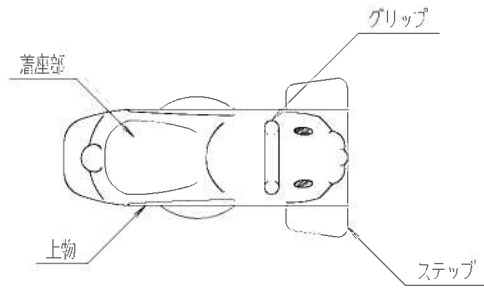
側面図



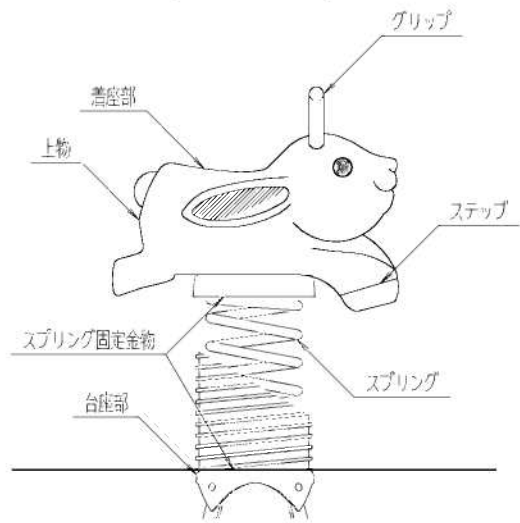
スプリングシーソー



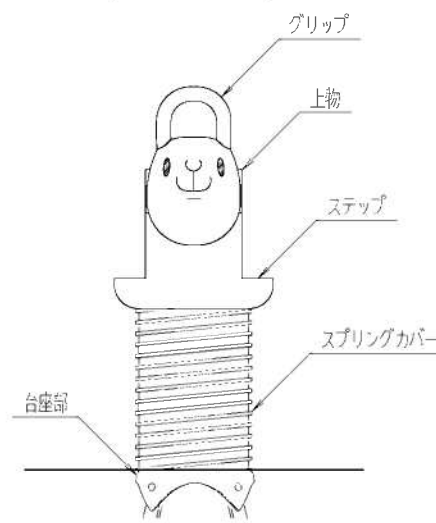
平面図



側面図

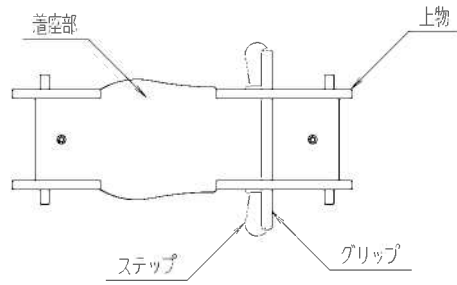


正面図

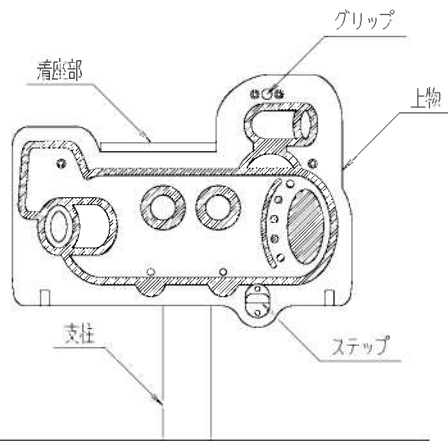


スプリング遊具

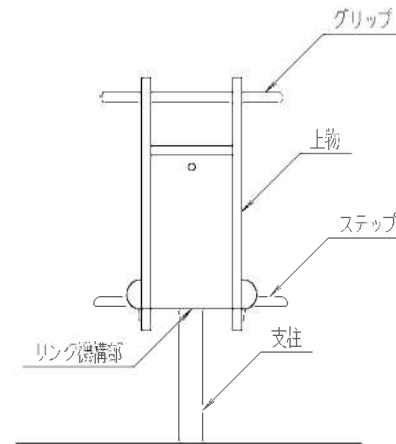
平面図



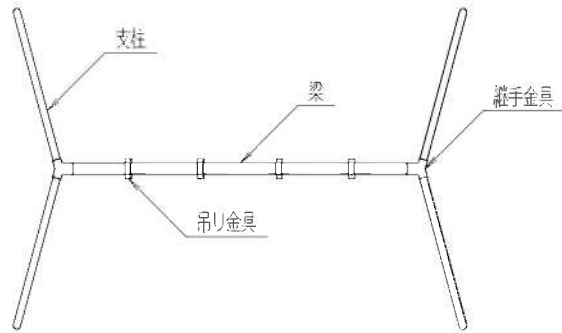
側面図



正面図

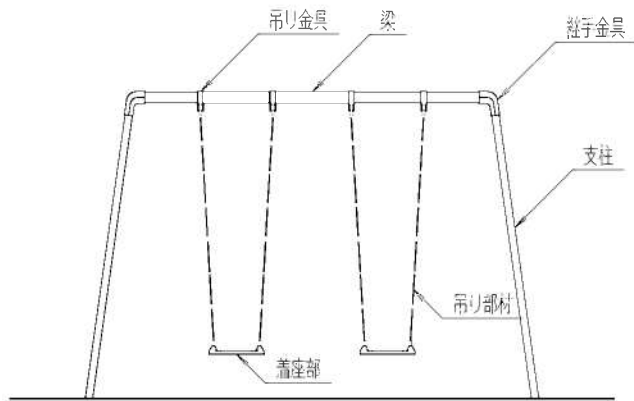


平面図

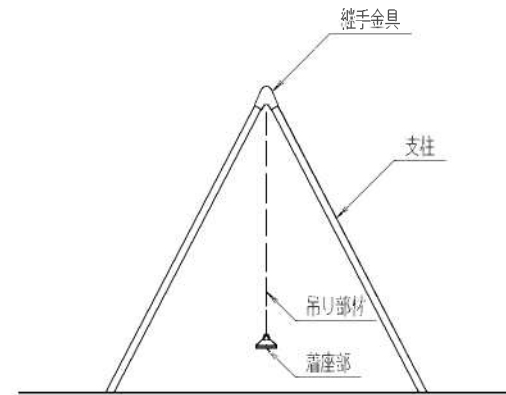


吊り金具・・・軸受金具・振り子金具・回転軸  
吊り部材・・・フック・チェーン・着座金具  
着座部・・・腰板本体  
(着座金具が取り外し不可の物は本体に含む)

正面図

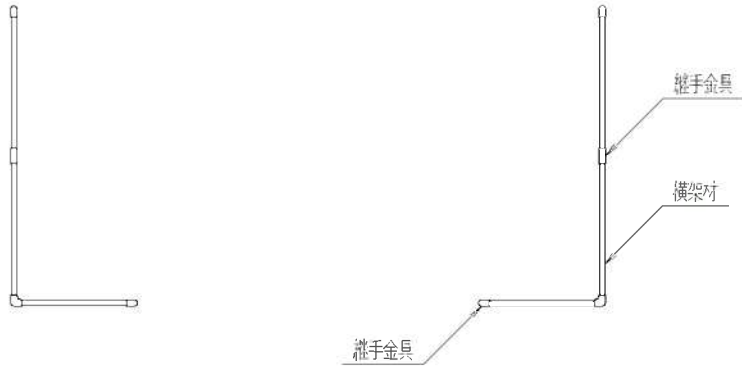


側面図



ぶらんこ

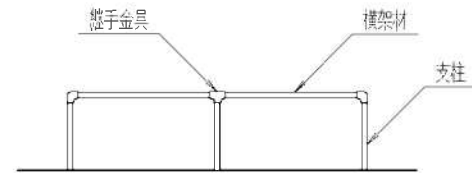
平面図

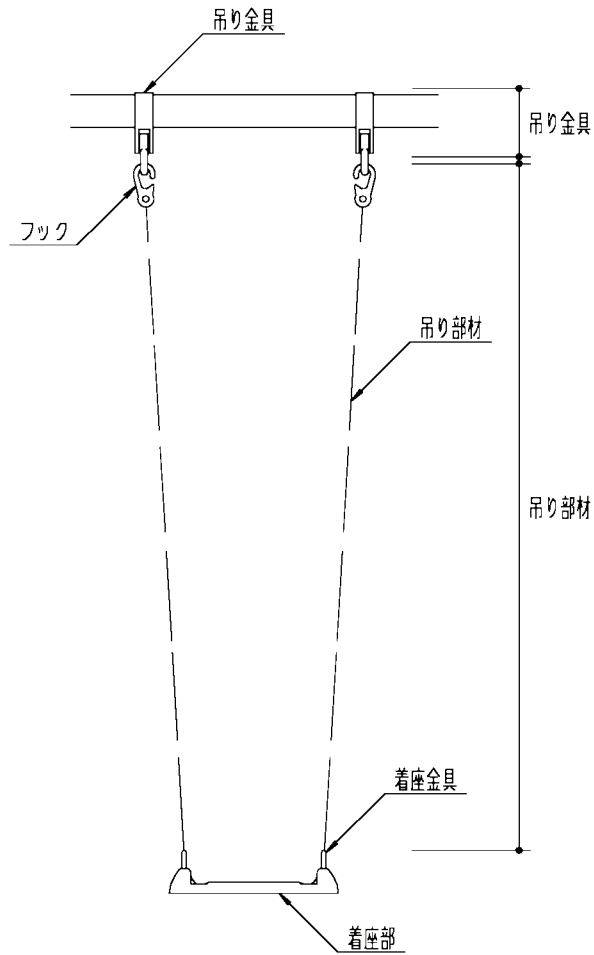


正面図

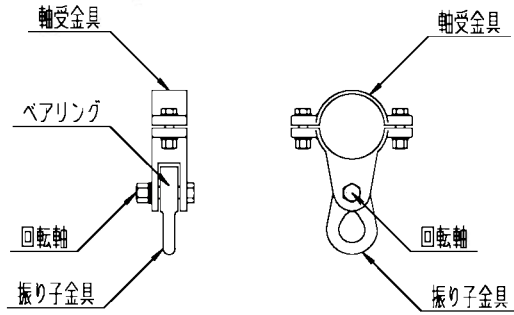


側面図

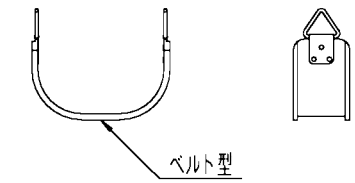
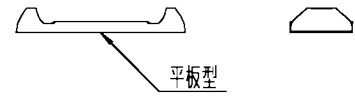




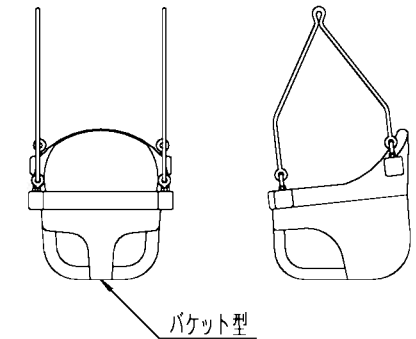
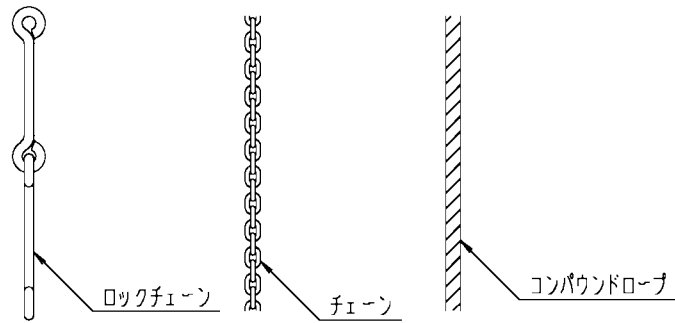
**吊り金具**  
(軸受金具・回転軸・振り子金具含む)



**着座部**  
(着座金具が取り外し不可の物は本体に含む)

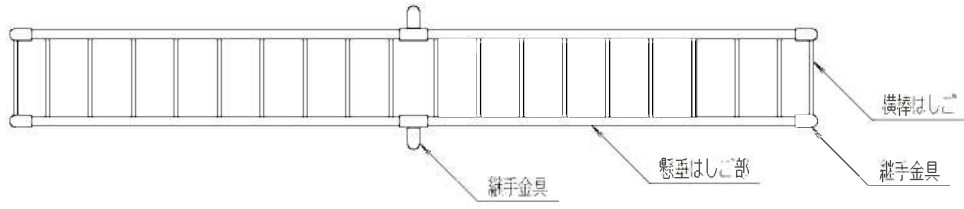


**吊り部材**  
(フック・チェーン・着座金具含む)

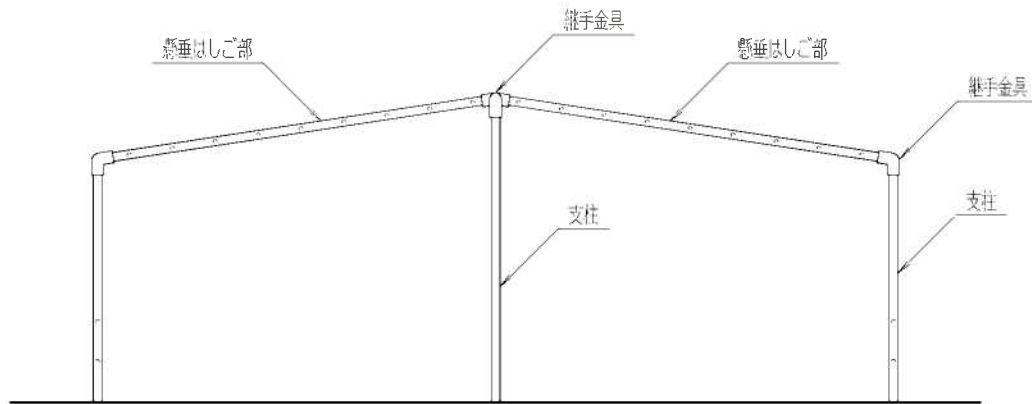


推奨交換サイクル	
吊り金具	3~5年
吊り部材	3~5年

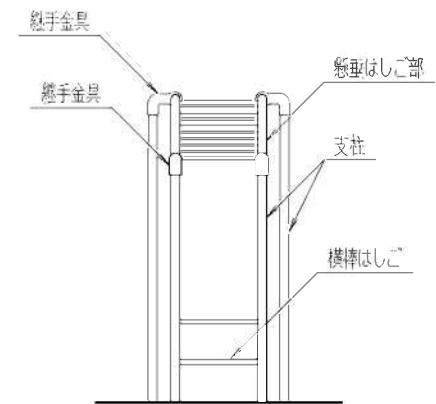
平面図



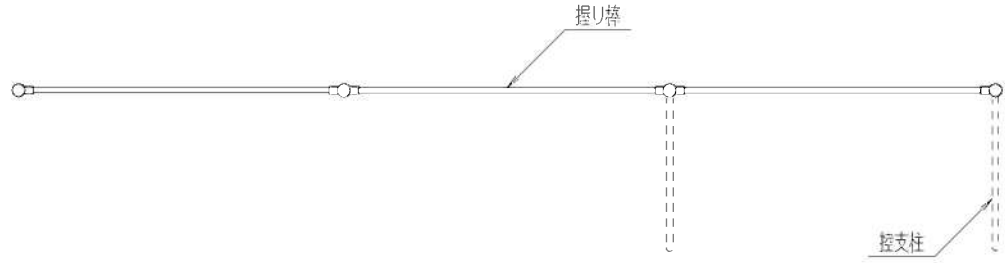
正面図



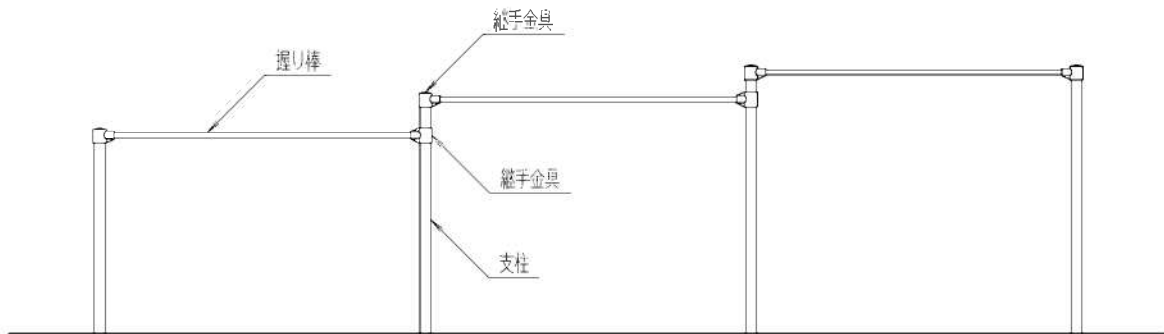
側面図



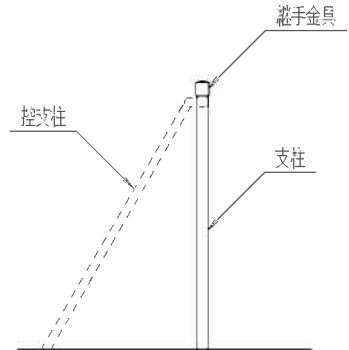
平面図



正面図

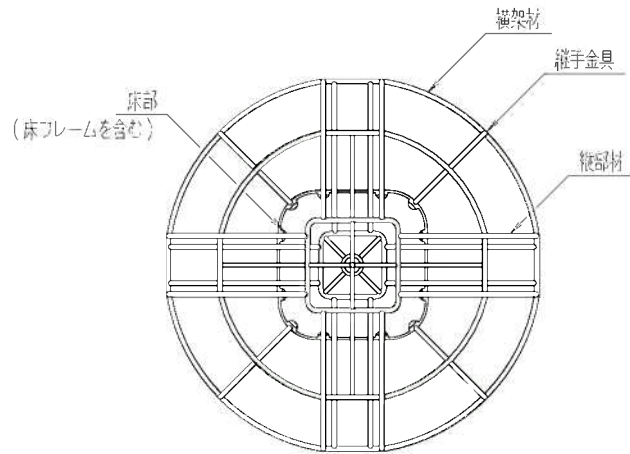


側面図

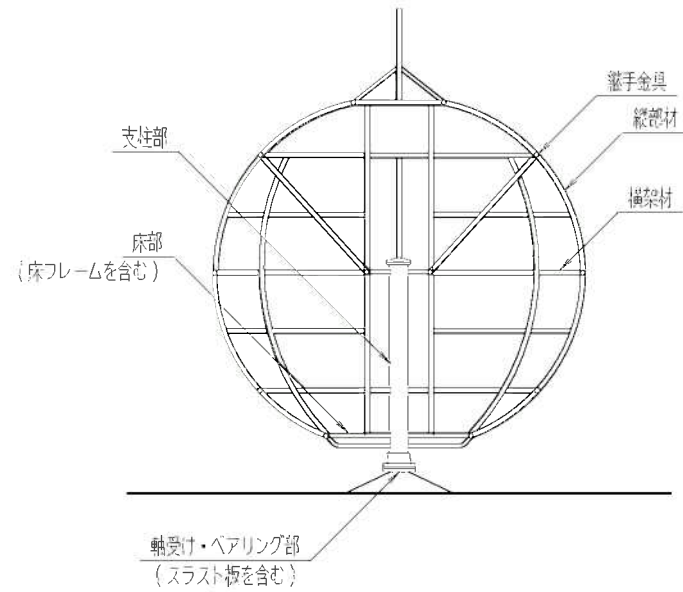


鉄棒

平面図



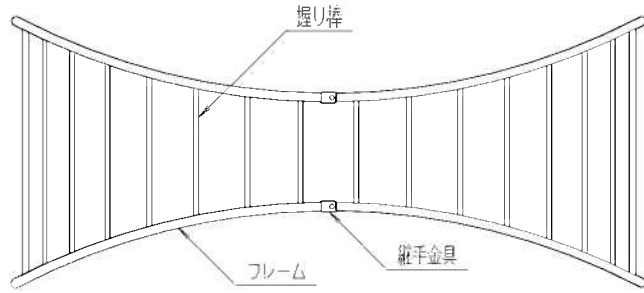
立面図



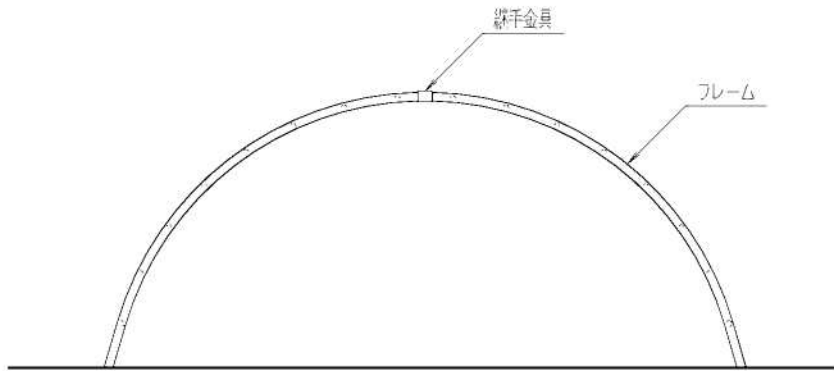
回転ジャングルジム



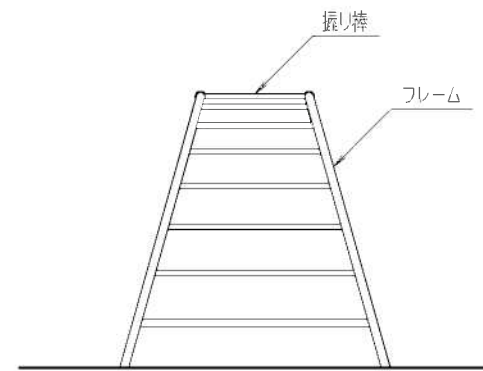
平面図



正面図

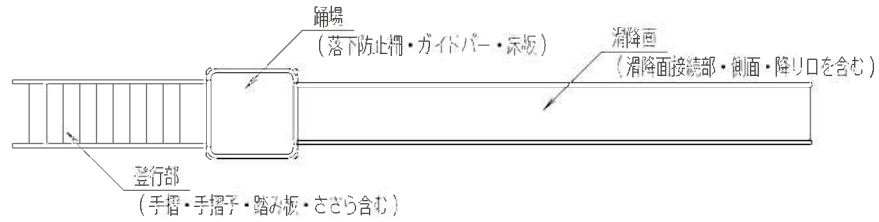


側面図



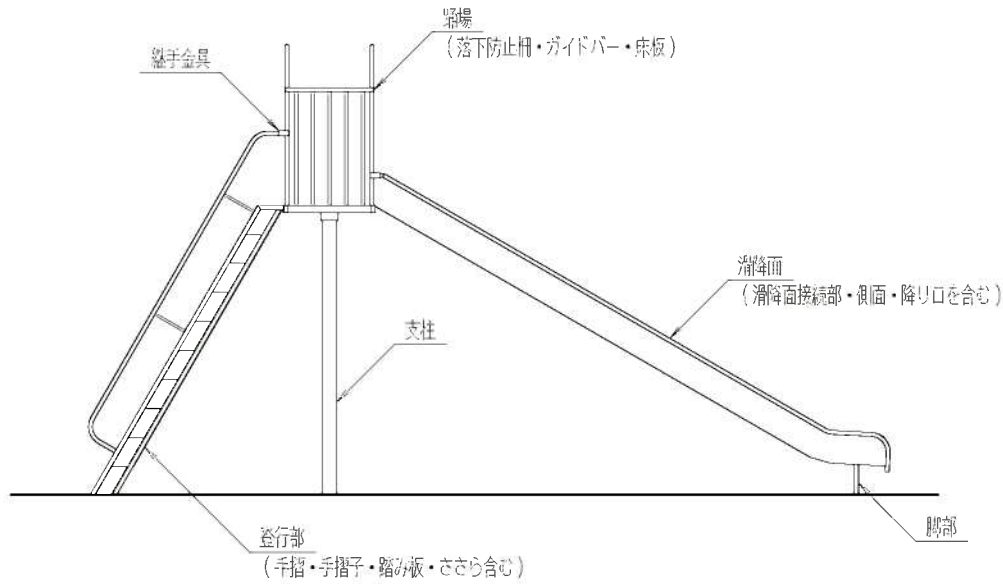
太鼓梯子

平面図

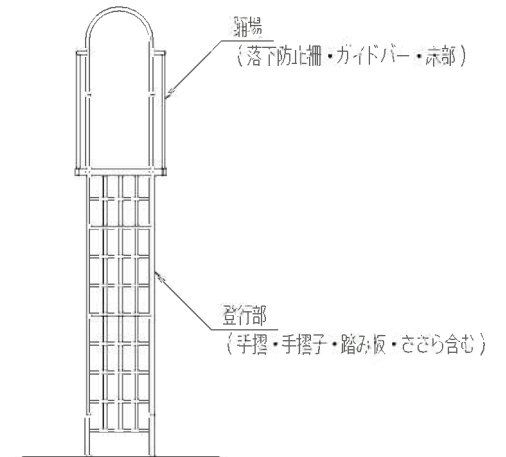


登行部・・・手摺・手摺子・踏み板・ささら等  
踊 場・・・落下防止柵・ガイドバー・床板

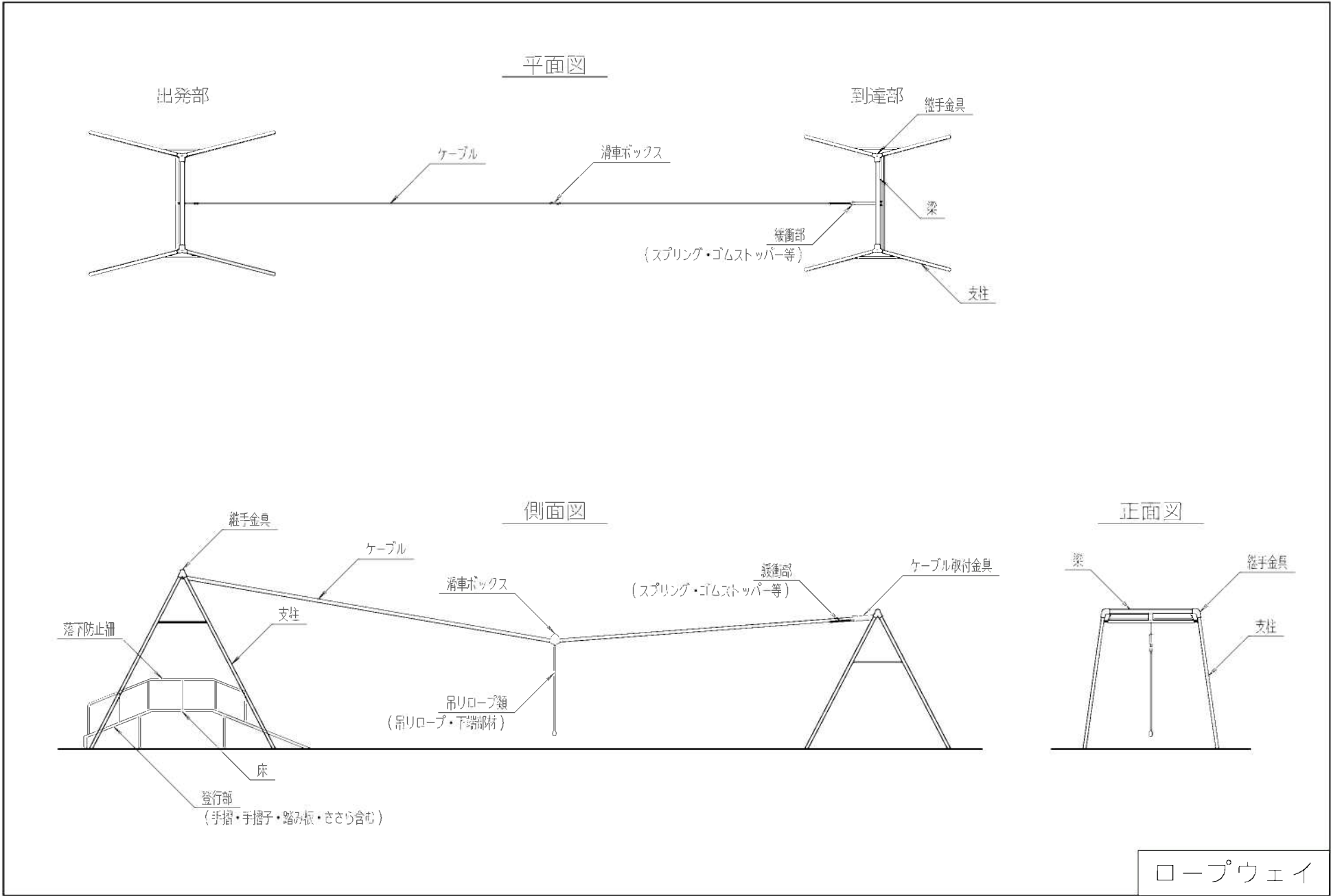
側面図



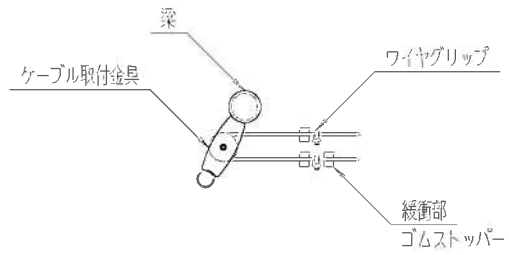
正面図



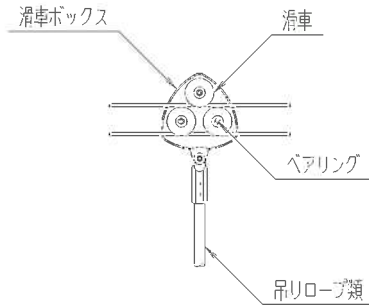
滑台



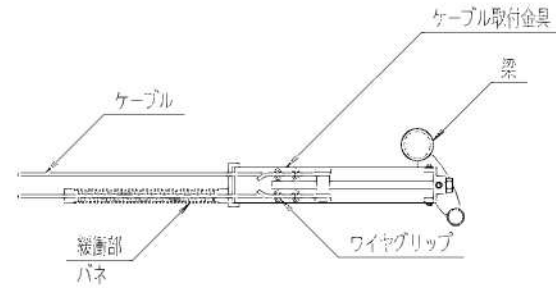
出発部



滑車ボックス

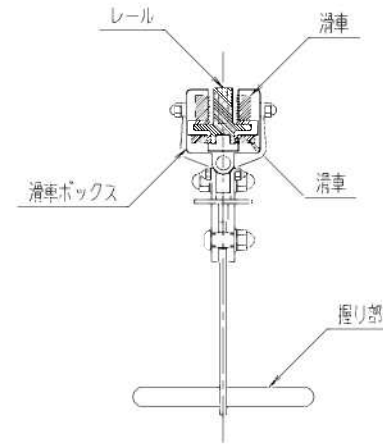
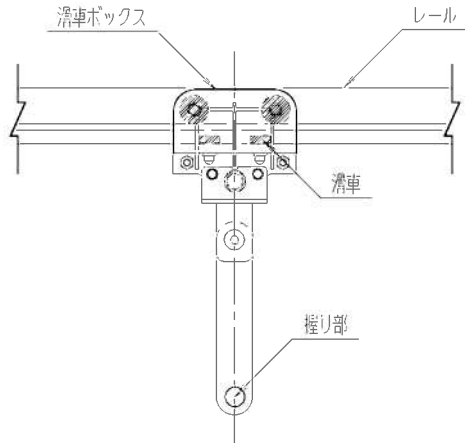


到達部

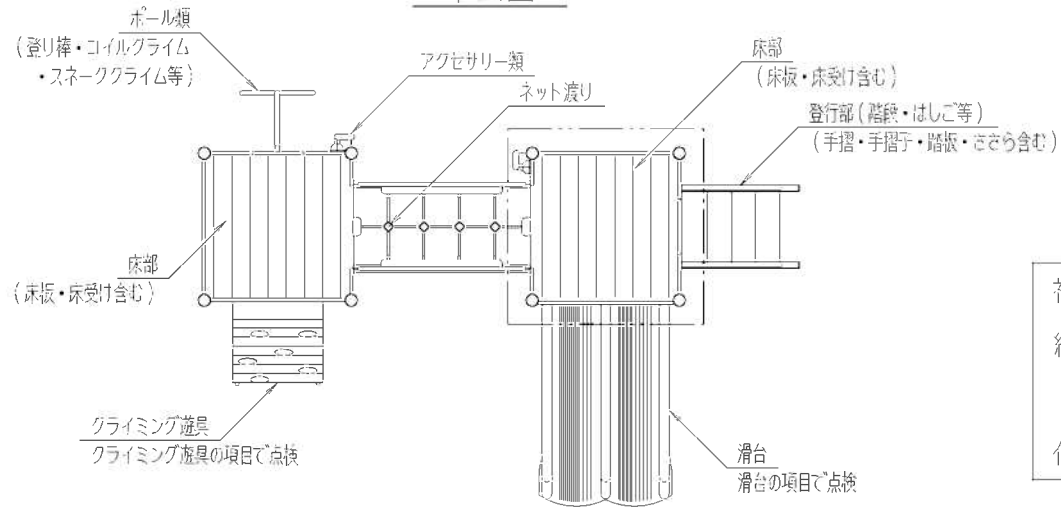


推奨交換サイクル	
ケーブル	5～7年
滑車部	3～5年
握り部	3～5年

滑車部

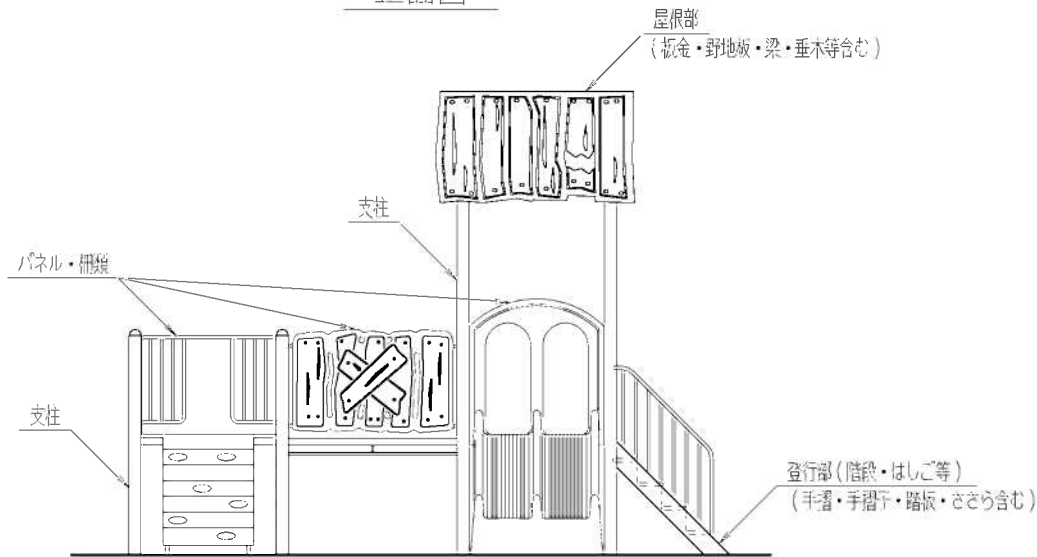


平面図

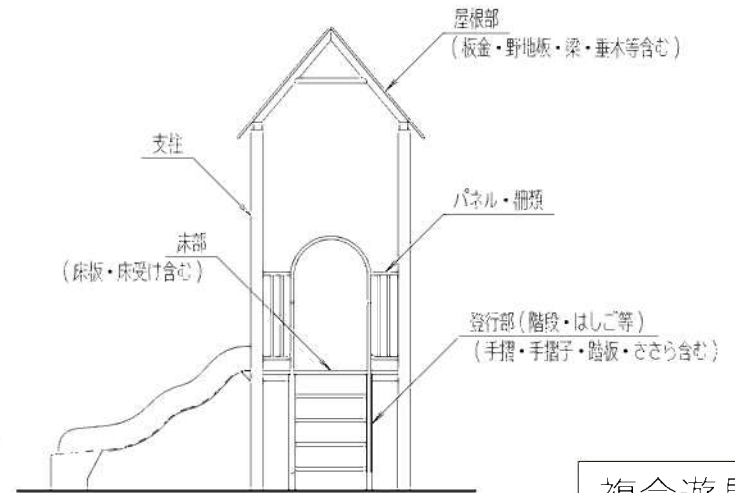


複合遊具では基本的な構成部材と他の単品遊具の項目の組み合わせによって記載します。  
 (この図面の場合の例示：複合遊具+滑台+クライミング遊具)  
 伝声管や飾り部材等はアクセサリ類とします。

正面図



側面図



複合遊具



点検結果の取りまとめに支障が出るため、あらかじめ記載されている  
公園ID～部材名は、書換え、削除は行わないでください。

公園ID	公園名	施設ID	施設型番	施設名	規格	複合施設ID	番号	部材記号	部材名	点検年月日	点検者名	塗装判定	劣化判定	状態	特記事項(1)	特記事項(2)	CD番号	点検者メモ
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		*	(全体)	(全体)	2014/05/20	〇〇〇	B						〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		1	上物	上物	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		2	着座部	着座部	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		3	グリップ	グリップ	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		4	ステップ	ステップ	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		5	台座部	台座部	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		6	スプリング	スプリング	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		7	スプリングカバー	スプリングカバー	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		8	スプリング固定金具	スプリング固定金具	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		9	継手金具	継手金具	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		10	ボルトナット類	ボルトナット類	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		11	基礎部	基礎部	2014/05/20	〇〇〇							〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		*	(全体)	(全体)	2014/05/20	〇〇〇	B						〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		1	上物	上物	2014/05/20	〇〇〇		c1	摩耗	劣化判定は、各施設、 破損部材名「(全体)」の欄には入力しない。			〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		2	着座部	着座部	2014/05/20	〇〇〇		c1	破損				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		3	グリップ	グリップ	2014/05/20	〇〇〇		c2	磨耗				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		4	ステップ	ステップ	2014/05/20	〇〇〇		b	塗装判定は、 各施設、部材名「(全体)」の欄にのみ 入力(他部材欄には入力しない)				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		5	台座部	台座部	2014/05/20	〇〇〇		c1					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		6	スプリング	スプリング	2014/05/20	〇〇〇		c1					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		7	スプリングカバー	スプリングカバー	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		8	スプリング固定金具	スプリング固定金具	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		9	継手金具	継手金具	2014/05/20	〇〇〇		c1					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		10	ボルトナット類	ボルトナット類	2014/05/20	〇〇〇		c1					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		11	基礎部	基礎部	2014/05/20	〇〇〇		c1					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			*	(全体)	(全体)	2014/05/20	〇〇〇	B						〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			1	登行部	登行部	2014/05/20	〇〇〇		c1	さび				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			2	屋根部	屋根部	2014/05/20	〇〇〇		c1	さび				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			3	吊橋	吊橋	2014/05/20	〇〇〇		なし	部材 なし	「状態」欄は、 プルダウンリストから選択する。 内容は別紙8と同じ。 別紙-8にない劣化状態の場合は、 特記事項(1)または(2)に記載する。			〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			4	ネット渡り	ネット渡り	2014/05/20	〇〇〇		c2	ほつれ				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			5	床部	床部	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			6	パネル・柵類	パネル・柵類	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			7	アクセサリ類	アクセサリ類	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			8	トンネル類	トンネル類	2014/05/20	〇〇〇		なし	部材 なし				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			9	支柱	支柱	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			10	ポール類	ポール類	2014/05/20	〇〇〇		なし	部材 なし				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			11	継手金具	継手金具	2014/05/20	〇〇〇		c2	腐蝕	c1:2ヶ、c2:1ヶ			〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			12	ボルトナット類	ボルトナット類	2014/05/20	〇〇〇		c1	さび				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			13	基礎部	基礎部	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	*	(全体)	(全体)	2014/05/20	〇〇〇	B						〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	1	支柱	支柱	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	2	梁	梁	2014/05/20	〇〇〇		なし	部材 なし	同種部材が複数ある場合は、 一番悪いランクを入力し、 特記事項(1)に ランク毎の数量を記入する。			〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	3	ネット	ネット	2014/05/20	〇〇〇		c1	ほつれ				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	4	ネット止め金具	ネット止め金具	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	5	かがりロープ	かがりロープ	2014/05/20	〇〇〇		c1	ほつれ	点検票の部材は、標準的なものを記載している。 対応する部材がない場合は、判定値は「なし」とし、 状態欄に「部材 なし」と記載。 施設が撤去されていたり、再整備工事中などで 点検できなかった場合はその旨を記載する。 逆に、票に記載されていない部材がある場合は別紙4-3参照。			〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	6	ロープ類	ロープ類	2014/05/20	〇〇〇		なし	部材 なし				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	7	壁部	壁部	2014/05/20	〇〇〇		なし	部材 なし				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	8	ホールド	ホールド	2014/05/20	〇〇〇		なし	部材 なし				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	9	継手金具	継手金具	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	10	ボルトナット類	ボルトナット類	2014/05/20	〇〇〇		c2	欠落				〇〇〇
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	420	クライミング遊具		0810096-0003	11	基礎部	基礎部	2014/05/20	〇〇〇		b					〇〇〇

※遊器具点検の結果、遊具状態は次のランクにより判定すること。

ランク	状態	使用可否	備考
a	健全な状態	使用可	健全であり、修繕の必要がない遊具。
b	軽微な劣化がある状態	使用可	現状では修繕の必要がない遊具。経過観察。
c1	従前の必要な劣化がある状態	使用可	劣化状態がすぐに直せる(対応できる)もので、修繕(措置)の有無にかかわらず、利用者への影響がない、ひびや軽い腐蝕、磨耗などの劣化はあるが、使用可能な遊具。
c2		使用不可	劣化状態がすぐに直せる(対応できる)もので、修繕(措置)が完了するまでは利用者への影響が懸念されるため、使用禁止とするもの。「c1」よりも劣化が進み、使用に危険が伴う遊具。
d	使用禁止措置が必要な状態	使用不可	劣化状態が簡単には直せないもの。若しくは劣化に対する経過年数が耐用年数に近いもの。撤去、入替、更新を検討する。



公園ID	公園名	施設ID	施設型番	施設名	規格	複合施設ID	番号	部材記号	部材名	点検年月日	点検者名	塗装判定	劣化判定	健全度	状態	修理予定金額	特記事項(1)	特記事項(2)	CD番号
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			*	(全体)		2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			1	登行部	登行部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			2	屋根部	屋根部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			3	吊橋	吊橋	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			4	ネット渡り	ネット渡り	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			5	床部	床部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			6	パネル・柵類	パネル・柵類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			7	アクセサリ類	アクセサリ類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			8	トンネル類	トンネル類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			9	支柱	支柱	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			10	ポール類	ポール類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			11	「複合施設ID」欄に		2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			12	当該複合遊具の施設IDを入力		2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具			13	基礎部	基礎部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台_複		0810096-0003	*	(全体)		2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台_複		0810096-0003	1	支柱	支柱	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台_複		0810096-0003	2	登行部	登行部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台_複		0810096-0003	3	踊場	踊場	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台_複		0810096-0003	4	滑降面	滑降面	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台_複		0810096-0003	5	脚部	脚部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台_複		0810096-0003	6	継手金具	継手金具	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台_複		0810096-0003	7	ボルトナット類	ボルトナット類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台_複		0810096-0003	8	基礎部	基礎部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	*	(全体)		2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	1	支柱	支柱	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	2	補助支柱	補助支柱	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	3	梁	梁	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	4	登行部	登行部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	5	落下防止柵	落下防止柵	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	6	床	床	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	7	境界柵支柱	境界柵支柱	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	8	境界柵横架材	境界柵横架材	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	9	滑車ボックス	滑車ボックス	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	10	吊りロープ類	吊りロープ類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	11	緩衝部	緩衝部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	12	ケーブル	ケーブル	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	13	ケーブル取付金具	ケーブル取付金具	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	14	継手金具	継手金具	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	15	ボルトナット類	ボルトナット類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ_複		0810096-0003	16	基礎部	基礎部	2015/5/20	〇〇〇								

組み合わせる構成遊具の施設IDは、当該複合遊具の施設IDに3桁の枝番を入力

これで複合遊具1基

「複合施設ID」欄に当該複合遊具の施設IDを入力

・別紙-3.部材参考図面「複合遊具」も参照。  
 ・複合遊具は、複合遊具(本体)と(構成遊具)からなり、この例の場合、複合遊具本体に、構成遊具として滑台とロープウェイが組み合わさっている。(それぞれの複合遊具によって、組合せの単品遊具は異なる)  
 ・部材情報や点検項目は、別紙-8「新規追加施設・部材名称一覧」の「(遊具名リリリリ)\_複」から1式を転記する。  
**※敷床板、ゴムマットは単品遊具と同じ("複"は付かない)ものを、1式転記する。**  
 ・劣化判定等、記入方法は単品遊具の場合と同様とする。



公園ID	公園名	施設ID	施設型番	施設名	規格	複合施設ID	番号	部材記号	部材名	点検年月日	点検者名	塗装判定	劣化判定	健全度	状態	修理予定金額	特記事項(1)	特記事項(2)	CD番号
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—			*	(全体)	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		1	支柱	支柱	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		2	梁	梁	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		3	桁	桁	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		4	天井	天井	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		5	屋根	屋根	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		6	野地板	野地板	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		7	壁	壁	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		8	間柱	間柱	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		9	胴縁	胴縁	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		10	床	床	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		11	床受	床受	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		12	方杖	方杖	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		13	座板	座板	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		14	手すり	手すり	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		15	肘掛	肘掛	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		16	脚部	脚部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		17	ルーバー	ルーバー	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		18	ボルトナット類	ボルトナット類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		19	基礎部	基礎部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0004	305	シェルター	—		20	サイン部	サイン部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0005	301	野外卓	—			*	(全体)	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0005	301	野外卓	—		1	天板(テーブル部)	天板(テーブル部)	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0005	301	野外卓	—		2	脚部(テーブル部)	脚部(テーブル部)	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0005	301	野外卓	—		3	手すり	手すり	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0005	301	野外卓	—		4	座板	座板	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0005	301	野外卓	—		5	脚部(ベンチ部)	脚部(ベンチ部)	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0005	301	野外卓	—		6	肘掛	肘掛	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0005	301	野外卓	—		7	ボルトナット類	ボルトナット類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0005	301	野外卓	—		8	基礎部	基礎部	2015/5/20	〇〇〇								

<部材追加>  
 点検票に記載のない部材が存在する場合は、  
 当該部材が属する部分の末尾に行を追加して記入する。

公園ID～複合施設ID(ない場合は規格まで)は、1行上の他部材のものを転記

番号は続き番号を振る

部材記号・部材名称は、極力、  
 別紙-8に合わせる。

公園ID	公園名	施設ID	施設型番	施設名	規格	複合施設ID	番号	部材記号	部材名	点検年月日	点検者名	塗装判定	劣化判定	健全度	状態	修理予定金額	特記事項(1)	特記事項(2)	CD番号
0810096	双子山三角公園	0810096-0006	303	ベンチ	背付・L=1.8			*	(全体)	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0006	303	ベンチ	背付・L=1.8		1	座板	座板	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0006	303	ベンチ	背付・L=1.8		2	背板	背板	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0006	303	ベンチ	背付・L=1.8		3	脚部	脚部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0006	303	ベンチ	背付・L=1.8		4	手すり	手すり	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0006	303	ベンチ	背付・L=1.8		5	肘掛	肘掛	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0006	303	ベンチ	背付・L=1.8		6	ボルトナット類	ボルトナット類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0006	303	ベンチ	背付・L=1.8		7	基礎部	基礎部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0007	303	ベンチ	背付・L=1.8			*	(全体)	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0007	303	ベンチ	背付・L=1.8		1	座板	座板	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0013	806	車止	背付・L=1.8		2	背板	背板	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0013	806	車止	背付・L=1.8		3	脚部	脚部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0013	806	車止	背付・L=1.8		4	手すり	手すり	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0013	806	車止	背付・L=1.8		5	肘掛	肘掛	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0014	704	水飲台	背付・L=1.8		6	ボルトナット類	ボルトナット類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0014	704	水飲台	背付・L=1.8					2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0014	704	水飲台	背付・L=1.8					2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0014	704	水飲台	背付・L=1.8					2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0014	704	水飲台	背付・L=1.8					2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0014	704	水飲台	背付・L=1.8					2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			1	支柱	支柱	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			2	梁	梁	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー					継手金具	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー					センター金具	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー					ステップ	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー					グリップ	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			7	座板	座板	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			8	腕部	腕部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			9	スプリング	スプリング	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			10	スプリングカバー	スプリングカバー	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			11	スプリング固定金具	スプリング固定金具	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			12	ベースプレート類	ベースプレート類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			13	緩衝部	緩衝部	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			14	ボルトナット類	ボルトナット類	2015/5/20	〇〇〇								
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			15	基礎部	基礎部	2015/5/20	〇〇〇								

＜施設追加＞  
点検票に記載のない施設が存在する場合は、当該公園施設の末尾に行を追加して記入する。施設名、構成部材は別紙-8と同じものを記載する。また、同じエクセルシート内に同種施設がある場合は、複写して必要箇所を書き換える方法でも可。(記載例:シーソーを1基追加する場合)

・施設IDは、(公園ID7桁)-(施設番号4桁)となっている。施設番号4桁を、同公園内の他の施設と重複しないよう続き番号を付ける  
※別途配布する「最終施設ID一覧」を参照のこと。  
・施設番号付現況平面図の当該施設の位置に、朱書き等で施設番号を○囲み数字で記載する。  
例:08010096-0019→①9(先頭の0は省略)  
※1施設で同一のIDにすべきところ、連番になるという誤りが多く見受けられますので、オートフィルは使用しないようお願いします。  
※他公園から同種施設を複写すると、IDミスや部材構成が異なる可能性があるため、ご注意ください。

施設型番・施設名称、番号・部材記号・部材名は、別紙-8から転記(部材毎ではなく、施設一式を記載する)

例: 図面で①のところに、現場ではスプリング遊具ではなくシーソーが設置されていた場合

公園ID	公園名	施設ID	施設型番	施設名	規格	複合施設ID	番号	部材記号	部材名	点検年月日	点検者名	塗装判定	劣化判定	健全度	状態	修理予定金額	特記事項(1)	特記事項(2)	CD番号
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		*	(全体)	(全体)	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		1	上物	上物	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		2	着座部	着座部	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		3	グリップ	グリップ	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		4	ステップ	ステップ	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		5	台座部	台座部	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		6	スプリング	スプリング	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		7	スプリングカバー	スプリングカバー	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		8	スプリング固定金具	スプリング固定金具	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		9	継手金具	継手金具	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		10	ボルトナット類	ボルトナット類	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		11	基礎部	基礎部	2015/5/20	〇〇〇				誤記・要削除				
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			1	支柱	支柱	2015/5/20	〇〇〇	B							
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			2	梁	梁	2015/5/20	〇〇〇		b						
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			3	継手金具	継手金具	2015/5/20	〇〇〇		b						
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			4	センター金具	センター金具	2015/5/20	〇〇〇		b						
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			5	ステップ	ステップ	2015/5/20	〇〇〇		b						
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			6	グリップ	グリップ	2015/5/20	〇〇〇		b						
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			7	座板	座板	2015/5/20	〇〇〇		b						
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			8	腕部	腕部	2015/5/20	〇〇〇		b						
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			9	スプリング	スプリング	2015/5/20	〇〇〇		なし	部材	なし				
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			10	スプリングカバー	スプリングカバー	2015/5/20	〇〇〇		なし	部材	なし				
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			11	スプリング固定金具	スプリング固定金具	2015/5/20	〇〇〇		なし	部材	なし				
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			12	ベースプレート類	ベースプレート類	2015/5/20	〇〇〇		b						
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			13	緩衝部	緩衝部	2015/5/20	〇〇〇		b						
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			14	ボルトナット類	ボルトナット類	2015/5/20	〇〇〇		b						
0810096	双子山三角公園	0810096-0019	407	シーソー			15	基礎部	基礎部	2015/5/20	〇〇〇		b						

図中・点検票にあるが現場にない  
 = 誤記載として、  
 施設ID: 0001 (= 図中表記: ①) スプリング遊具  
 => 「状態」欄に、『誤記・要削除』と入力  
 (図は該当番号を二重斜め線で見え消し)

現場にあるシーソーの情報を  
 点検票に、施設の新規追加  
 (別紙4-3と同様の方法で追加)  
 施設IDは新しいものを振る(図中にも追記)



例: 図面で②と記載された位置にスプリング遊具を撤去した(撤去されたとわかった)場合

公園ID	公園名	施設ID	施設型番	施設名	規格	複合施設ID	番号	部材記号	部材名	点検年月日	点検者名	塗装判定	劣化判定	健全度	状態	修理予定金額	特記事項(1)	特記事項(2)	CD番号
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		*	(全体)		2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		1	上物	上物	2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		2	着座部	着座部	2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		3	グリップ	グリップ	2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		4	ステップ	ステップ	2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		5	台座部	台座部	2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		6	スプリング	スプリング	2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		7	スプリングカバー	スプリングカバー	2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		8	スプリング固定金具	スプリング固定金具	2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		9	継手金具	継手金具	2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		10	ボルトナット類	ボルトナット類	2015/5/20	〇〇〇				撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		11	基礎部	基礎部	2015/5/20	〇〇〇				撤去				

撤去された  
 施設ID:0002(=図中表記:②)  
 スプリング遊具  
 の「状態」欄に、『撤去』と入力

※複合遊具の場合/点検票に記載のない施設を追加/現場相違の場合は、点検状況更新用台紙と同様(別紙4-2~5参照)。

各点検項目を調べ、  
合・否・未調査・対象外を記入。  
プルダウンリストからの入力も可。

各点検項目を調べ、  
合・否・未調査・対象外を記入。  
プルダウンリストからの入力も可。

点検年月日、点検者の記載は別紙4-1と同様

点検結果の取りまとめに支障が出るため、あらかじめ記載されている  
公園ID~点検項目は、書換え、削除は行わないでください。

「状態」欄には記入不要

公園ID	公園名	施設ID	施設型番	施設名	規格	複合施設ID	番号	点検項目	点検項目	規準判定	点検年月日	点検者名	判定	未調査理由	状態	特記事項(1)	特記事項(2)	CD番号
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか	対象外	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害物がないこと	1	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		2-131-R	規準一般	ボルト・ナット類による突起	2	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		1-13-R	規準一般	鋭利な尖端・角・縁	1	2015/05/20	〇〇〇	否					
0810096	双子山三角公園	0810096-0001	413	スプリング遊具	バイク		3-4-R	規準一般	落下・転倒が想定される個所に基礎の露出がないこと	3	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか	対象外	2015/05/20	〇〇〇		撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害物がないこと	1	2015/05/20	〇〇〇		撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		2-131-R	規準一般	ボルト・ナット類による突起	2	2015/05/20	〇〇〇		撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		1-13-R	規準一般	鋭利な尖端・角・縁	1	2015/05/20	〇〇〇		撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0002	413	スプリング遊具	バイク		3-4-R	規準一般	落下・転倒が想定される個所に基礎の露出がないこと	3	2015/05/20	〇〇〇		撤去				
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具	—		1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害物がないこと	1	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具	—		2-131-R	規準一般	ボルト・ナット類による突起	2	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具	—		1-13-R	規準一般	鋭利な尖端・角・縁	1	2015/05/20	〇〇〇	否					
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具	—		2-27-R	規準一般(転落・落下)	手すり子の形状	2	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0003	427	複合遊具	—		3-4-R	規準一般	落下・転倒が想定される個所に基礎の露出がないこと	3	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台 複	—	0810096-0003	0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか	対象外	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-001	403-C	滑台 複	—	0810096-0003	3-6-R	出発部	出発部と滑降部との継ぎ目は有害な段差や隙間のないこと	3	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-003	420-C	クライミング遊具 複	—	0810096-0003	0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか	対象外	2015/05/20	〇〇〇	合					
0810096	双子山三角公園	0810096-0003-002	415-C	ロープウェイ 複	—	0810096-0003	3-14-R	滑車部	③指などが容易に滑車に触れることができない構造	3	2015/05/20	〇〇〇	合					

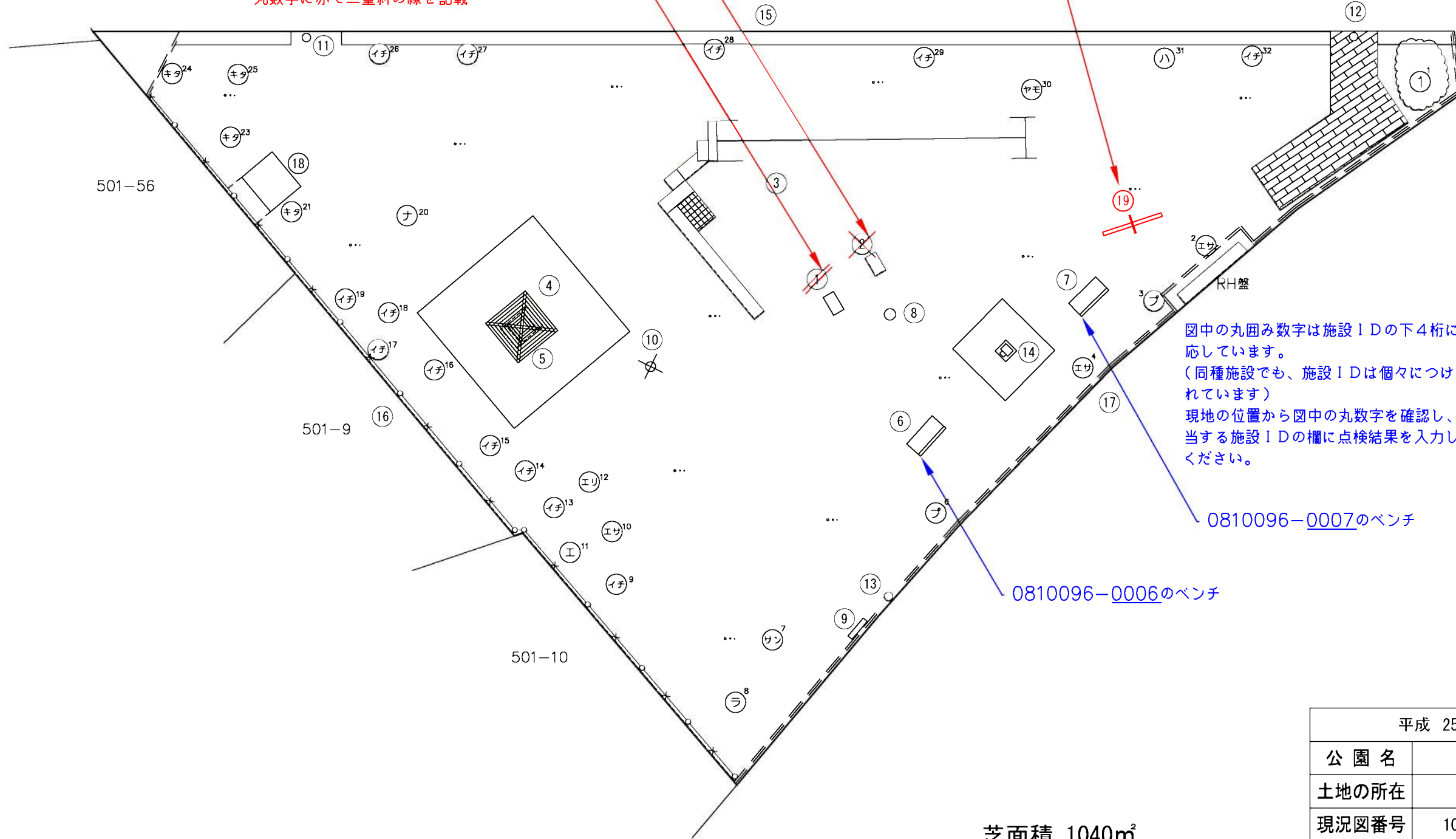
工事中や撤去、対象部位が無い等で  
判定できない場合は未調査(又は空欄)とし、  
その理由を入力(プルダウンリストから選択)。  
該当する選択肢が無い場合は「その他」とし、  
特記事項に詳細を記載する。

# 都市公園台帳現況平面図

図及び点検票にない施設が合った場合、  
その位置に施設IDを丸数字で朱書きしてください。  
追加する場合の施設IDは、  
別途配布する「最終施設ID一覧」を参照し、  
既設番号と重複させず、かつ連番となるよう  
設定してください。

撤去した施設は丸数字に赤で「X」を記載

現場相違（点検票にあり、現地に無い）施設は  
丸数字に赤で二重斜め線を記載



図中の丸囲み数字は施設IDの下4桁に対応しています。  
(同種施設でも、施設IDは個々につけられています)  
現地の位置から図中の丸数字を確認し、該当する施設IDの欄に点検結果を入力してください。

凡 例	
○	汚 水 枡
□	雨 水 枡
⊖	制 水 枡
Ⓜ	マンホール
⌒	石 積(傾)
〰	石 積(直)
〰	コンクリート擁壁(傾)
〰	コンクリート擁壁(直)
〰	ブロック(傾)
〰	ブロック(直)
〰	ブロック塀
〰	板 塀
〰	生 垣
✕	金 網 柵
⊙	鉄 柵
☼	投 光 器
⊙	照 明 灯
○	北 電 柱
●	電 話 柱
⊕	街 路 灯
●	消 火 栓

整理番号	中街 96
------	-------

平成 25 年 12 月 20 日			
公園名	双子山三角公園		
土地の所在	双子山3丁目		
現況図番号	10-08	縮尺	1:250
作成者	札幌市みどりの推進部みどりの管理課		
所管課所名	札幌市みどりの推進部みどりの管理課		

(2017/4 版)

別紙－7 状態名称一覧表

① 部材等の劣化状態を調べ、ランク (a・b・c1・c2・d) を判定、報告するもの

状態名称	類似語	内容	事例	備考
摩耗	すり減る	擦り合う部分に摩擦力が働き、弱い方から削られていく現象。	金属が擦り減って強度が落ち、割れたり、折れたりする。プラスチック系材料の損傷状態及びFRP材の摩耗による繊維の表面露出・ネットの摩耗等	
破損		壊れたり、傷ついたりすること	FRP スツール本体の破損等	
変形		形や状態が変わること	滑り台の滑走面の変形、波うち等	
緩み		ゆるんでいること	ボルト・ナットの緩み等	
腐蝕	腐食	金属材料が水・酸素などとの化学変化によって表面から変質・消耗してゆくこと。腐蝕が進行すると孔食が発生する。	ぶらんこ支柱地際部に腐蝕がある等	<適用判定ランク＝c1、c2、d> 適用は鋼材のみとし、木材の腐れは「腐朽」とする。
さび		金属材料の表層が酸化しさびが浮く状態（表面のケレンかけ、さび止め塗装等で修復可能）	ぶらんこ吊り部材と梁部の接点にさびが発生している等	さびは腐蝕の前段階となるが、劣化判定としては「c」にはならない状態までを示すこととする<適用判定ランク＝b>。
亀裂	割れ 干割れ	金属、木材、プラスチック等材を問わず、ひびが入ること	すべり台滑降部FRPの側面に亀裂を確認等	干割れとは、木材の割れ状態を言う。
ほつれ	ほどける みだれる	ほつれること（繊維やネット系のもの）	ネットの一部にほつれを確認、全体的には摩耗している等	
断線	破断	線や糸の切れること（破断）	壁登りの吊りロープが断線している等	
ゆがみ	歪曲 ひずみ たわみ 湾曲	物をゆがめまげること	梁の曲り等	
揺れ	ぐらつき がたつき	揺れること	支柱等を揺るとぐらぐらする等	
欠落	欠損 消失 欠け	物が消えてなくなること	蓋等の脱落、ボルト・ナット等	



焼失		焼けてなくなること (全焼、部分的焼失)	複合遊具のトンネル (PE) が焼失した等	
焼損	焦げ	焼けて壊れること。	花火やタバコで付けられた穴等	
傾倒		かたむき倒れること	鉄棒が雪害により傾倒している等	
沈下	陥没	沈んで位置が下がること	鉄棒の支柱部基礎が沈下している等	
凍上		凍結により局部的に地表が持ち上がる現象	鉄棒の支柱部基礎が凍上している等	舗装系では、アスファルトやインターロッキングが凍上でガタガタな状態
腐朽		木質系材料が腐って、形が崩れること	腐朽菌が入り、キノコがついている等	
節抜け		木質類の節が抜けた状態	ベンチ座部の節抜け等があり、指などが入る危険性	
ささくれ		木質類で表面がささくれた状態	複合遊具の木製支柱のささくれ等。トゲがささるという苦情がある。	
風化		石材系材料で、経年劣化による表面の劣化	外柵石が風化して表面が剥がれたり割れたりする。練石組のモルタルが風化して石組がぐらつく等	
剥離		表面素材が剥がれる事(塗装の剥がれ)	塗装表面が剥離している等	
変色	退色	色が変わること(色の变化で劣化の度合いがわかるもの)	鋼製遊具の色が変色している等	
弾性の低下	ゴムの硬化	ゴム質系材料において、材料強度が保てない状態	ゴム部が弾まなくなり、亀裂が入る等	
異音		潤滑不良、音を発する、きしむ動きなど(注油不足等)	ぶらんこから異音が発する・シーソーから異音が発する・スプリング遊具、ロッキング遊具から異音が発する等	



(①つづき)

状態名称	類似語	内容	事例	備考
取付異常		部品が正常な状態で取付けられていない状況	ぶらんこの吊り金具に取付け異常があり、着座部が斜めになっている等	
汚損		極端な汚れ、利用者に影響のある	ベンチの座面に土砂があり、汚損している等	
糞尿		主に砂場内に犬猫などの排せつ物がある	砂場に糞尿があり、使えない等	
落書き			ベンチに落書きがある等	
水漏れ			水飲み台の蛇口から水漏れがある等	
詰まり		排水溝などの詰まり	水飲み台の排水溝が詰まっている等	
要検査		定期点検では判断ができない異常が推測される場合、状況に応じた使用可否を判断する	遊具の可動部から異音がある等、分解点検必要がある（要検査）。	
その他				特記事項欄に詳細を記入する。

※その場で対応(直せる)できるものはすること。(チェーンのねじれ、ボルトの緩み、詰め物の脱落(コーキングなど)、注油等)

※応急処置(ガムテープで穴をふさぐ等)をした場合は、担当者に報告し、指示をあおぐ。(適切な処置をすること。)

※ロープウェイ、レールウェイの滑車部分、ロープ端末の分解点検内容詳細については、別紙のとおり

※ロープウェイ、レールウェイの滑車部分、ロープ端末の分解点検は、劣化と規準の両方の判定結果を入力する。

② 共通：(未調査理由) 適宜、記載し報告してください。

状態名称	内容	備考
撤去	施設が撤去された	点検対象施設が撤去され、点検できない場合など
入替	点検票上の記載施設と現地設置施設が異なる場合	現場相違(別紙4-4)の場合
工事中	公園、または施設を含む一体が工事中である	工事中のため、点検できない場合など
部材 なし	点検票に記載された部材が存在しない	当該施設にその部材がない場合など(点検票は、各施設とも有りうる部材を比較的多く記載している。製品によっては付いていない部材もあるため)
その他		特記事項欄に詳細を記入する。





















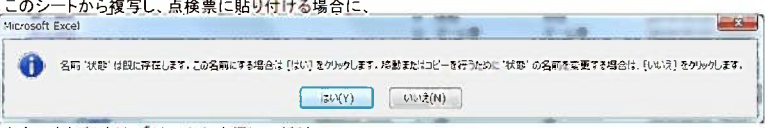






2017/4 版  
別紙-9 新規追加施設・規程項目一覧(規程履歴更新用台紙用)

このシートから複写し、点検票に貼り付ける場合に、



と表示された時は、「はい(Y)」を押してください。

追加する施設単位で行ごとコピーし、点検票に貼付(挿入)して使用できます。  
基本項目(公園ID、公園名、施設ID、規格、複合施設ID)、点検年月日より右列以降への  
入力を忘れずに行なってください。

施設名リンク

<a href="#">ふらんこ</a>	<a href="#">スプリング遊具</a>	<a href="#">滑台 複</a>
<a href="#">境界柵</a>	<a href="#">ロッピング遊具</a>	<a href="#">ロープウェイ 複</a>
<a href="#">滑台</a>	<a href="#">ロープウェイ</a>	<a href="#">レールウェイ 複</a>
<a href="#">鉄棒</a>	<a href="#">レールウェイ</a>	<a href="#">その他遊戯施設</a>
<a href="#">雲梯</a>	<a href="#">跳躍系遊具</a>	
<a href="#">太鼓梯子</a>	<a href="#">象形遊具</a>	
<a href="#">シーソー</a>	<a href="#">ふわふわドーム</a>	
<a href="#">はん登棒</a>	<a href="#">クライミング遊具</a>	
<a href="#">ジャングルジム</a>	<a href="#">砂場</a>	
<a href="#">回転ジャングルジム</a>	<a href="#">複合遊具</a>	
<a href="#">回転遊具</a>	<a href="#">ふらんこ 複</a>	
<a href="#">平均台・ステップ遊具</a>		

公園ID	公園名	施設ID	施設型番	施設名	規格	複合施設ID	番号	規程項目	点検項目	ハザード	点検年月日	点検者名	規程判定	状態	持記事項(1)	持記事項(2)	ICD番号
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401	<a href="#">ふらんこ</a>			0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401	<a href="#">ふらんこ</a>			1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401	<a href="#">ふらんこ</a>			2-131-R	規程一般	ボルト・ナット類による突起	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401	<a href="#">ふらんこ</a>			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401	<a href="#">ふらんこ</a>			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される値	3			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401	<a href="#">ふらんこ</a>			2-40-R	着座部(一方向)	スイングクリアランスは、3	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401	<a href="#">ふらんこ</a>			2-45-R	着座部(全方向)	スイングクリアランスは40	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401	<a href="#">ふらんこ</a>			2-46-R	着座部(全方向)	着座部が揺れてもスイング	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	402	<a href="#">境界柵</a>			0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	402	<a href="#">境界柵</a>			2-131-R	規程一般	ボルト・ナット類による突起	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	402	<a href="#">境界柵</a>			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	402	<a href="#">境界柵</a>			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される値	3			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	403	<a href="#">滑台</a>			0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	403	<a href="#">滑台</a>			1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	403	<a href="#">滑台</a>			2-131-R	規程一般	ボルト・ナット類による突起	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	403	<a href="#">滑台</a>			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	403	<a href="#">滑台</a>			2-27-R	規程一般(転落・落下)	手すり子の形状	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	403	<a href="#">滑台</a>			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される値	3			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	403	<a href="#">滑台</a>			3-6-R	出発部	出発部と滑降部との継ぎ	3			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	404	<a href="#">鉄棒</a>			0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	404	<a href="#">鉄棒</a>			1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	404	<a href="#">鉄棒</a>			2-131-R	規程一般	ボルト・ナット類による突起	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	404	<a href="#">鉄棒</a>			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	404	<a href="#">鉄棒</a>			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される値	3			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	405	<a href="#">雲梯</a>			0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	405	<a href="#">雲梯</a>			1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	405	<a href="#">雲梯</a>			2-131-R	規程一般	ボルト・ナット類による突起	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	405	<a href="#">雲梯</a>			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	405	<a href="#">雲梯</a>			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される値	3			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	406	<a href="#">太鼓梯子</a>			0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	406	<a href="#">太鼓梯子</a>			1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	406	<a href="#">太鼓梯子</a>			2-131-R	規程一般	ボルト・ナット類による突起	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	406	<a href="#">太鼓梯子</a>			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	406	<a href="#">太鼓梯子</a>			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される値	3			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	407	<a href="#">シーソー</a>			0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	407	<a href="#">シーソー</a>			1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	407	<a href="#">シーソー</a>			2-131-R	規程一般	ボルト・ナット類による突起	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	407	<a href="#">シーソー</a>			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	407	<a href="#">シーソー</a>			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される値	3			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	408	<a href="#">はん登棒</a>			0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	408	<a href="#">はん登棒</a>			1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	408	<a href="#">はん登棒</a>			2-131-R	規程一般	ボルト・ナット類による突起	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	408	<a href="#">はん登棒</a>			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	408	<a href="#">はん登棒</a>			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される値	3			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	409	<a href="#">ジャングルジム</a>			0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	409	<a href="#">ジャングルジム</a>			1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	409	<a href="#">ジャングルジム</a>			2-131-R	規程一般	ボルト・ナット類による突起	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	409	<a href="#">ジャングルジム</a>			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	409	<a href="#">ジャングルジム</a>			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される値	3			未調査				





規程履歴更新用台紙

公園ID	公園名	施設ID	施設型番	施設名	規格	複合施設ID	番号	規程項目	点検項目	ハザード	点検年月日	点検者名	規程判定	状態	特記事項(1)	特記事項(2)	CD番号
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	427	複合遊具			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	427	複合遊具			2-27-R	規程一般(転落・落下)	手すり子の形状	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	427	複合遊具			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される場合	3			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401-C	ぶらんこ複		複合施設IDを入力	2-40-R	着座部(一方向)	スイングクリアランスは、350~450mm								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401-C	ぶらんこ複		複合施設IDを入力	2-45-R	着座部(全方向)	スイングクリアランスは40	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	401-C	ぶらんこ複		複合施設IDを入力	2-46-R	着座部(全方向)	着座部が揺れてもスイング	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	403-C	滑台複		複合施設IDを入力	3-6-R	出発部	出発部と滑降部との継ぎ目は有害な段差や隙間のないこと								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	415-C	ロープウェイ複		複合施設IDを入力	3-14-R	滑車部	③指などが容易に滑車に触れることができない構造								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	416-C	レールウェイ複		複合施設IDを入力	3-14-R	滑車部	③指などが容易に滑車に触れることができない構造								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	499	その他遊戯施設			0-1-R	利用表示	年齢表示シールが貼付されているか								
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	499	その他遊戯施設			1-2-R	安全領域	くぼみ・石ころなどの障害	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	499	その他遊戯施設			2-131-R	規程一般	ボルト・ナット類による突起	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	499	その他遊戯施設			1-13-R	規程一般	鋭利な尖端・角・縁	1			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	499	その他遊戯施設			2-27-R	規程一般(転落・落下)	手すり子の形状	2			未調査				
公園IDを入力	公園名を入力	施設IDを入力	499	その他遊戯施設			3-4-R	規程一般	落下・転倒が想定される場合	3			未調査				